日高村
第３期子ども・子育て支援事業計画

令和７年３月

日高村

は じ め に

子どもは次代を担うかけがえのない存在であり、わが村・日高の宝です。

近年、私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化に伴う人口減少や子どもの貧困、ヤングケアラーなど大きな課題を抱えており、社会情勢の変化に伴い教育・保育に対するニーズも多様化してきています。地域社会全体で子ども・子育てを支援する仕組み及び子育て関係機関等による子育てに関わること全てを継続的・包括的に把握し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う連携が求められています。

本村では、「安心して子育てできる村づくり」を目的とし、平成 17 年度から平成 26 年度には、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年７月施行）に基づき、「日高村次世代育成行動計画（日高村子どもプラン）」を策定しました。そして、平成 27 年度からは子ども・子育て支援法（平成 27 年４月）に基づき、「子どもが、親が、地域が育つ　子育て応援の里ーひだか」を基本理念に「日高村子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年３月策定）」、「第２期日高村子ども・子育て支援事業計画（令和２年３月策定）」を策定し、実現に向けた様々な施策を展開し取り組んでまいりました。

この度、第２期計画策定から５年が経ち見直し時期を迎えたことや、更なる子どもや子育てを取り巻く環境の変化に対応していくため、「第３期日高村子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画に基づき、地域社会全体で子育て世帯を応援する環境整備を行い、子どもを安心して産み育てることができ、いつまでも住み続けたいと思える「子どもが、親が、地域が育つ子育て応援の里―ひだか」の実現に向け、努力してまいりたいと思います。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました村民の皆さま、計画策定にご尽力いただきました「第３期日高村子ども・子育て支援事業計画策定委員会」の委員の皆さまをはじめ、関係各位に心から厚くお礼を申し上げます。今後とも教育・福祉行政の推進に、村民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつといたします。

令和７年（2025 年）３月

日高村長　松岡　一宏

目　次

第１章　計画の策定にあたって……1
１　計画策定の目的……1
２　計画の位置づけ……2
３　計画期間……2
４　計画の策定体制……3
第２章　子ども・子育て支援の現状と課題……5
１　総人口と子ども人口の状況……5
（１）人口と子ども人口等の推移……5
（２）子ども人口の推移……6
（３）自然動態の推移……7
２　世帯の状況……8
（１）世帯数の推移……8
（２）子どものいる世帯数の割合……8
（３）共働き世帯数の推移……9
３　就労・未婚率の状況……10
（１）女性の年齢別労働力率の推移……10
（２）未婚率（20～49 歳）の推移……10
４　日高村子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要……11
（１）調査概要……11
（２）調査結果……11
５　本村における子育て支援に関わる現状と課題……15
第３章　計画の基本的な考え方……17
１　基本理念……17
２　計画の基本目標……19
３　施策の体系図……20
第４章　子ども・子育て支援施策の展開……23
第５章　量の見込みと確保方策……43
１　教育・保育事業等の提供区域の設定……43
２　教育・保育の量の見込みと確保方策……44

（１）施設型事業 44
３　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 47
（１）相談支援事業 47
（２）訪問系事業 49
（３）通所系事業 51
（４）その他事業 55
４　教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 60
５　総合的な子どもの放課後対策の推進 61
（１）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 61
第６章　計画の推進に向けて 63
１　計画の推進体制 63
（１）推進体制の確立 63
（２）住民や関係機関・団体との連携 63
（３）国・県との連携 63
２　計画の公表及び周知 64
３　計画の評価と進行管理 64
資　料　編 65
１　日高村子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱 65
２　第３期日高村子ども・子育て支援事業計画策定委員名簿 67
３　策定経過 68

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の目的

わが国では少子化の進行に歯止めがかかっておらず、合計特殊出生率（女性が一生のうちに出産する子どもの数）は令和５年には1.2と、統計を取り始めて以降最も低い数値となりました。人口を維持するのに必要な2.08を大幅に下回り、少子化の進行は危機的な状況となっています。少子化の要因として、家計の不安や女性の社会進出、共働き世帯の増加が挙げられる一方で、仕事と子育ての両立の難しさなども考えられています。

女性の社会進出に伴って保育ニーズは増加し、共働き家庭の増加による子育てと仕事の両立の問題が起こり、核家族化、地域とのつながりが希薄化していくなど、子育てを取り巻く環境は厳しくなっています。

さらに、子どもの貧困や児童虐待、ヤングケアラーなど、子どもの権利を脅かす問題も注目されています。

本村では平成27年３月に「日高村子ども・子育て支援事業計画」、令和２年３月に「第２期日高村子ども・子育て支援事業計画」（以下、第２期計画という。）を策定し、教育・保育の量及び質の確保や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備を図ってきました。本村においても少子化や女性の社会進出により、就学前児童の保育ニーズや、小学生児童の放課後の居場所の増加への対応が求められています。

第２期計画の計画期間の終了に伴い、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施主体として、子どもや子育てを取り巻く環境の変化に対応すべく、「第３期日高村子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という。）を策定します。

2　計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定された「子ども・子育て支援事業計画」として策定するもので、「次世代育成支援対策推進法」第８条に基づく「市町村行動計画」の内容を包含し、日高村における概ね18歳未満のすべての子どもと家庭を対象とした子ども施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置づけるものです。

また、本計画は上位計画である第6次日高村総合振興計画に基づき、あわせて健康福祉・教育分野をはじめ、各分野の関連計画・方針との整合・調整を図りながら策定しています。さらに、令和６年に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が制定されたことを受け、本計画を子どもの貧困対策計画と位置付け、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

子ども施策は、保育など子育て支援事業を充実するだけでなく、地域で暮らす子ども、その子どもを育む家庭を、教育、子育て支援、コミュニティ、保護者の就業・雇用、生活環境、若者の自立支援などの面から、総合的に応援する地域づくりを進めようとするものです。また、その方向性を指し示す「子ども・子育て支援事業計画」は、村の未来を担い、委ねるべき人を育むための計画という重要な役割をもっています。

3　計画期間

本計画の期間は、法に基づき令和７年度から令和11年度までの５年間とし、令和６年度に策定しました。

■ 計画期間

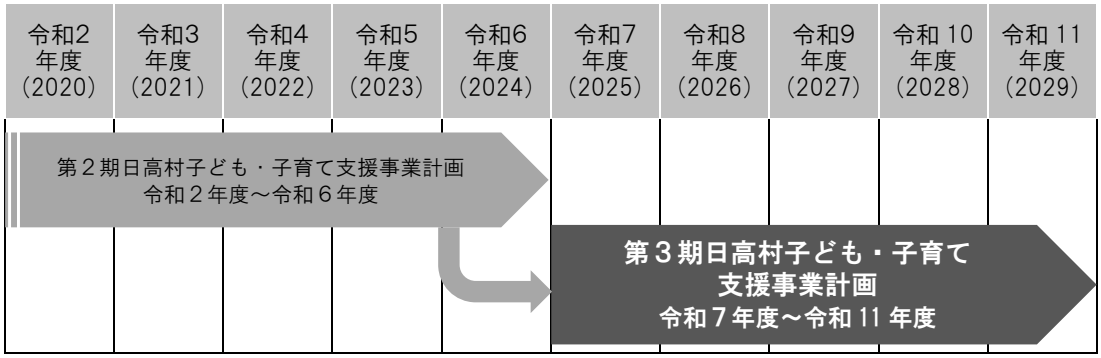

４　計画の策定体制

本計画の策定体制としては、住民や関係機関・団体の代表などで構成する「第３期日高村子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を設置し、委員から本村の子ども・子育て支援のあり方について幅広い協議を行うとともに、計画策定に必要な検討課題への審議結果を計画に反映しました。

また、計画の策定にあたり、就学前児童及び小学生のいる世帯を対象に、子育ての状況と意識、各種事業の利用状況や今後の利用意向、行政施策へのニーズなどを把握することを目的に、子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。その調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。

計画素案に関するパブリックコメントを行い、住民から得られた計画最終案に対する意見等を精査し、必要に応じて会議で協議・考察した上で、計画書への反映に努めました。

第２章　子ども・子育て支援の現状と課題

１　総人口と子ども人口の状況

（１）人口と子ども人口等の推移

本村の人口は緩やかに減少を続け、令和２年の5,002人から、令和６年には4,761人と241人減少しました。老年人口（65歳以上）はこの5年間で33人減少、生産年齢人口（15～64歳）は195人減少していますが、年少人口（０～14歳）は13人の減少に抑えられています。

■　人口の推移と将来推計

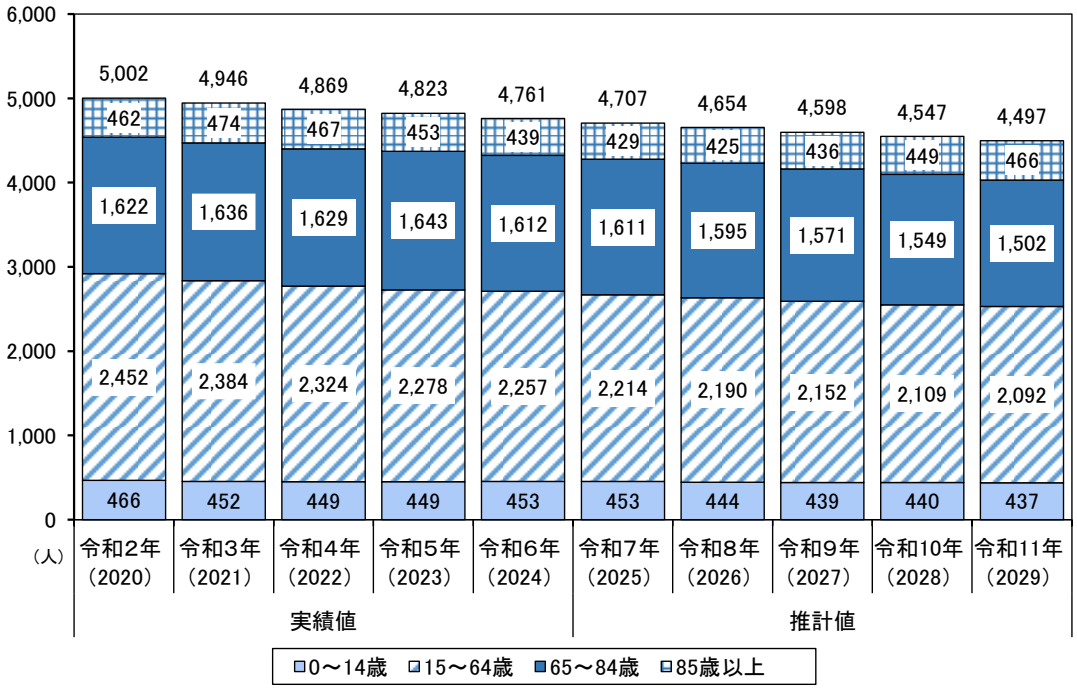

資料：住民基本台帳。将来推計はコーホート変化率法により推計（各年４月１日時点）

（２）子ども人口の推移

就学前児童（０～５歳）の人口推移をみると、令和２年から令和６年にかけて20人減少しており、今後も児童数の減少は続くと見込まれます。就学児童（６～11歳）の人推移をみると、年ごとの変動はありますが、緩やかに増加しており、今後５年間は200人を超えて推移すると見込まれます。

■　子ども人口の推移

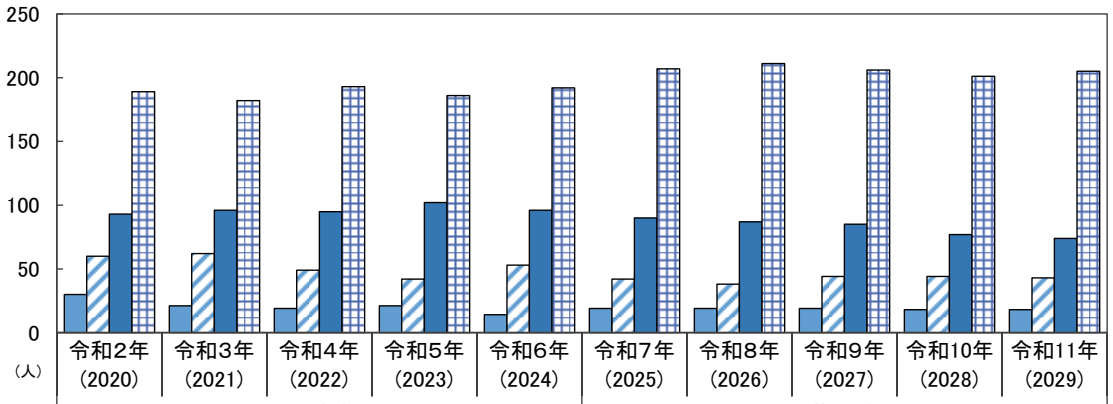

	実績値					推計値				
0歳	30	21	19	21	14	19	19	19	18	18
1・2歳	60	62	49	42	53	42	38	44	44	43
3～5歳	93	96	95	102	96	90	87	85	77	74
6～11歳	189	182	193	186	192	207	211	206	201	205

単位：人

	実績値					推計値				
	令和2年（2020）	令和3年（2021）	令和4年（2022）	令和5年（2023）	令和6年（2024）	令和7年（2025）	令和8年（2026）	令和9年（2027）	令和10年（2028）	令和11年（2029）
0～11歳	372	361	356	351	355	358	355	354	340	340
0歳	30	21	19	21	14	19	19	19	18	18
1歳	31	29	20	24	24	16	21	21	21	20
2歳	29	33	29	18	29	26	17	23	23	23
3歳	29	31	35	31	22	33	29	19	26	26
4歳	36	30	32	37	34	23	35	31	20	28
5歳	28	35	28	34	40	34	23	35	31	20
0～5歳	183	179	163	165	163	151	144	148	139	135
6歳	31	29	36	29	36	41	35	24	36	32
7歳	27	31	31	36	28	36	41	35	24	36
8歳	33	26	31	30	41	28	37	42	35	24
9歳	38	33	26	32	30	41	28	37	42	35
10歳	27	37	32	26	32	30	41	28	37	42
11歳	33	26	37	33	25	31	29	40	27	36
6～11歳	189	182	193	186	192	207	211	206	201	205

資料：住民基本台帳。将来推計はコーホート変化率法により推計（各年４月１日時点）

（３）自然動態の推移

出生数から死亡数を差し引いた自然増減はマイナスであり、直近５年間では平均64.2人の人口減となっています。

出生数については、直近５年間の平均が21.8人で推移しています。

■　自然動態の推移

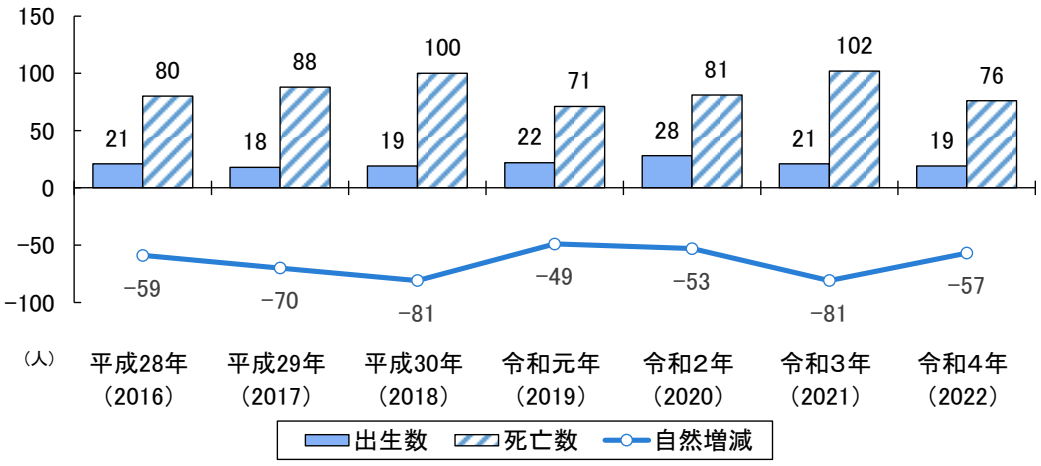

資料：人口動態統計

2　世帯の状況

（１）世帯数の推移

昭和60年から令和２年までの総人口と総世帯数の推移をみると、総人口より減少ペースは緩やかとなっています。令和２年の世帯数は1,984世帯で、１世帯あたりの人員は2.21人まで減少し、核家族世帯、単独世帯の増加傾向がみられます。

■　世帯数の推移

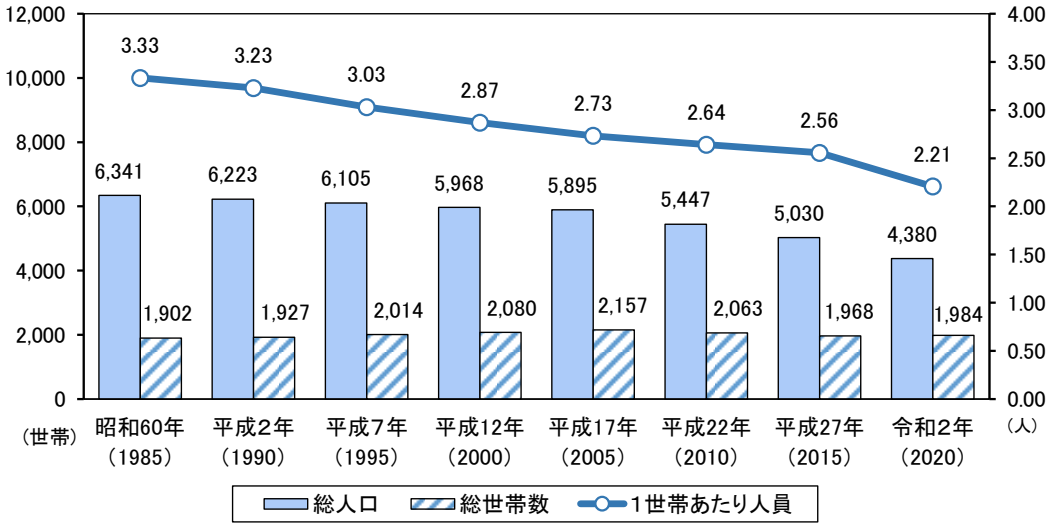

資料：国勢調査

（２）子どものいる世帯数の割合

本村の一般世帯のうち、６歳未満児のいる世帯は5.3%、６歳以上18歳未満の児童のいる世帯は10.1%で、全国平均や県平均より子どものいる世帯の比率は低くなっています。

■　子どものいる世帯数の割合

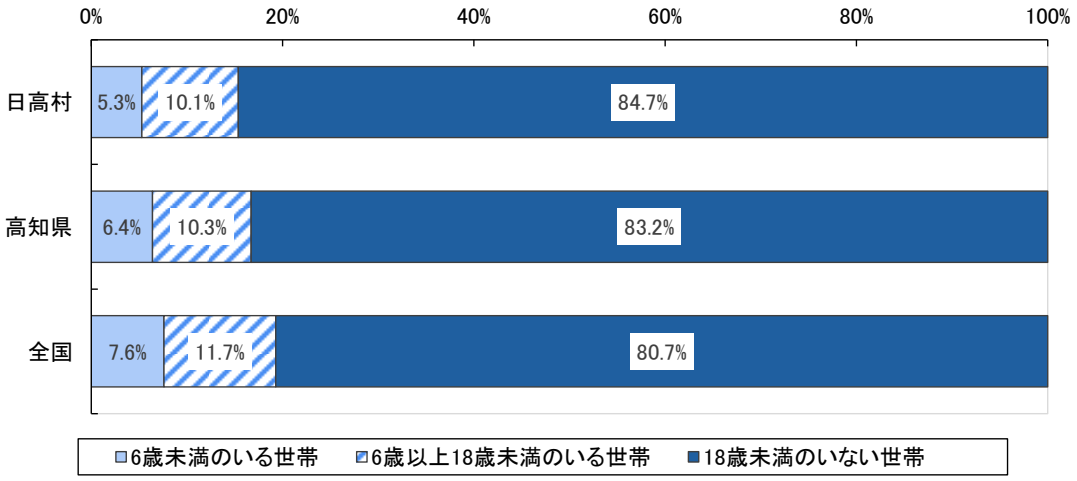

資料：国勢調査（令和２年（2020年））

（３）共働き世帯数の推移

共働き世帯数の推移をみると、平成２年以降減少が続いています。共働き世帯のうち子どものいる世帯の割合も減少しており、令和２年では334世帯となっています。

■　共働き世帯数の推移

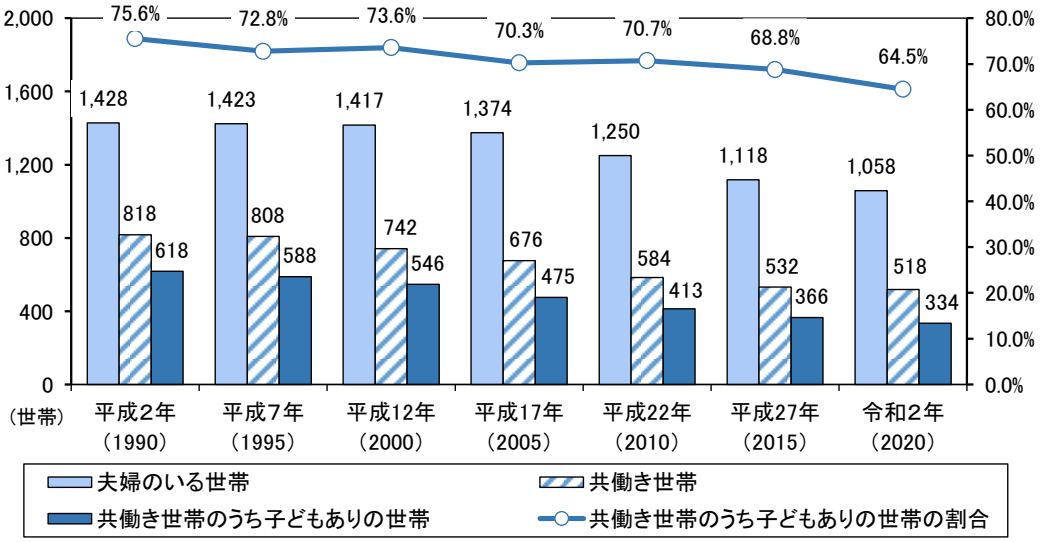

資料：国勢調査

3　就労・未婚率の状況

（１）女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率をみると、平成２年では20～24歳と45～49歳のダブルピークがあり、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブとなっていましたが、令和２年では25～29歳と55～59歳のダブルピークとなっているものの、M字カーブはみられなくなっています。

■　女性の年齢別労働力率の推移

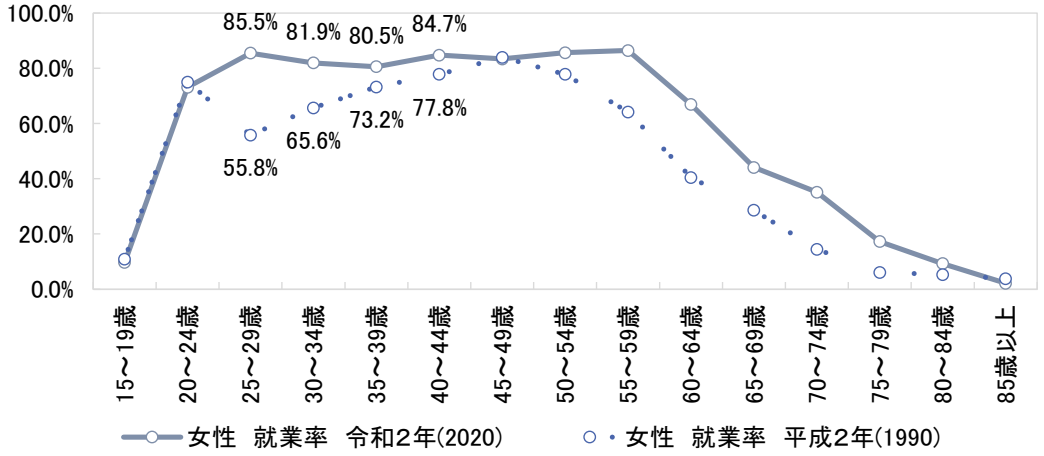

資料：国勢調査

（２）未婚率（20～49 歳）の推移

20～49歳の未婚率は男女とも増加し続けており、令和２年では、男性は53.9%、女性は42.1%となっています。

■　未婚率（20～49 歳）の推移

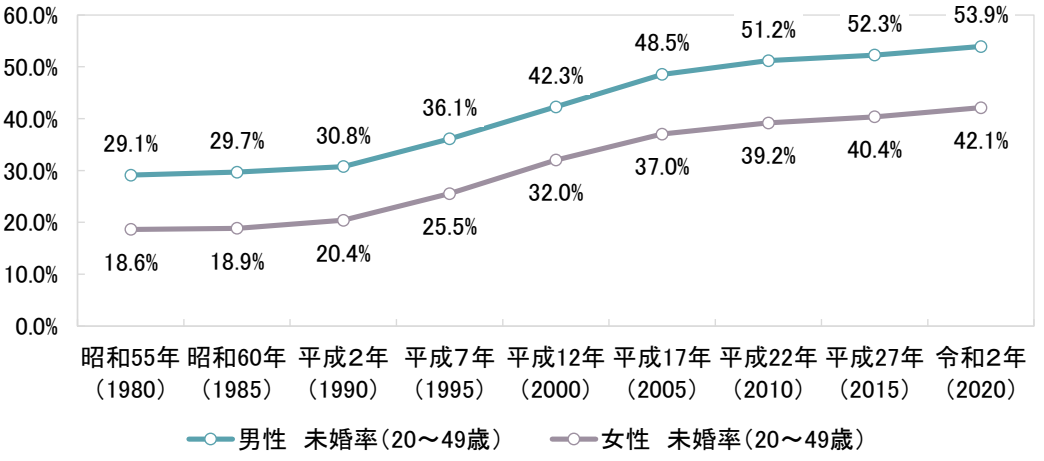

資料：国勢調査

４　日高村子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要

（１）調査概要

	就学前児童調査	小学生児童調査
（１）調査対象	令和６年１月１日現在、村内に在住する次の児童の保護者 ・就学前児童（０～５歳）の保護者 ※ただし同一世帯に就学前児童の兄弟姉妹がいる場合は１人を無作為抽出	令和６年１月１日現在、村内に在住する次の児童の保護者 ・小学校１年生～３年生の保護者 ※ただし同一世帯に小学生の兄弟姉妹がいる場合は１人を無作為抽出
（２）調査方法	保育所・幼稚園を通しての配布回収 一部郵送による配布回収	小学校を通しての配布回収 一部郵送による配布回収
（３）調査期間	令和６年２月 19 日～令和６年３月１日	
（４）配布数	139 件	91 件
（５）有効回答数	99 件	70 件
（６）有効回答率	71.2%	77.0%

（２）調査結果

①保護者の就労状況（就学前児童）

就学前児童の就労状況をみると、母親は「フルタイム」が61.6%で最も多く、次いで「パート・アルバイトなど」が27.3%となっています。

【現在の就労状況（母親）】

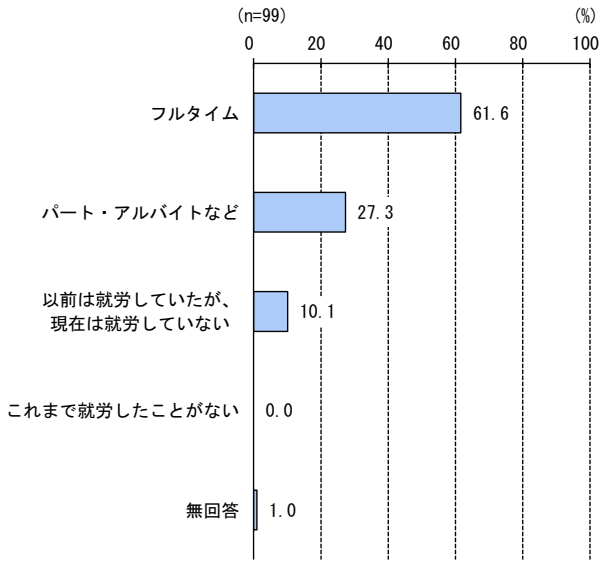

【現在の就労状況（父親）】

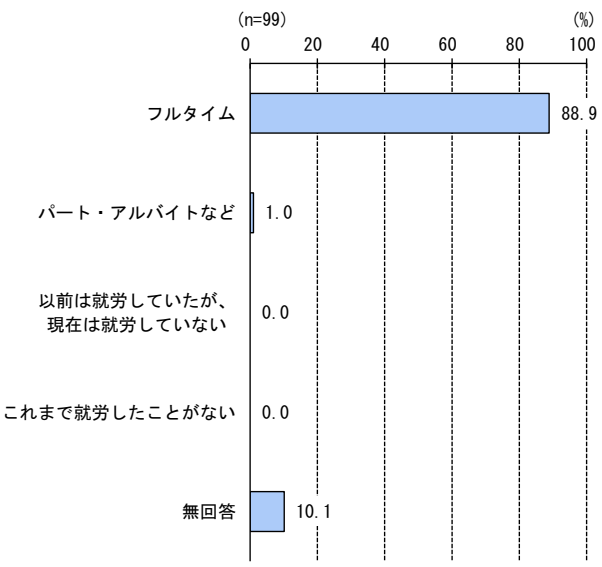

②平日の定期的な教育・保育事業の利用希望日数・利用希望時間（就学前幼児の保護者）

教育・保育事業（保育園のほか、村外の幼稚園など）の週あたりの利用日数は、「週５日」が94.3%、希望する利用日数も「週５日」が78.4%となっており、実態と希望の差はみられませんでした。

【現在の利用日数】

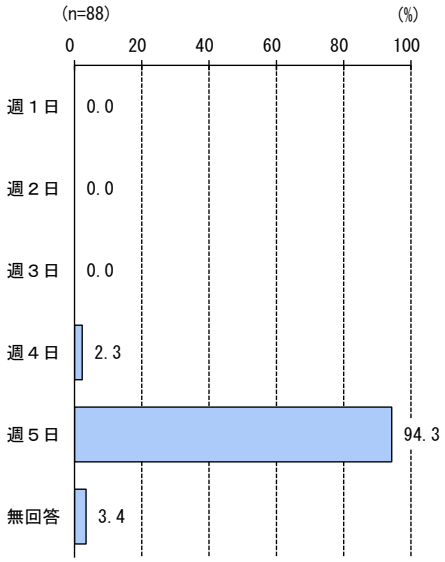

【希望の利用日数】

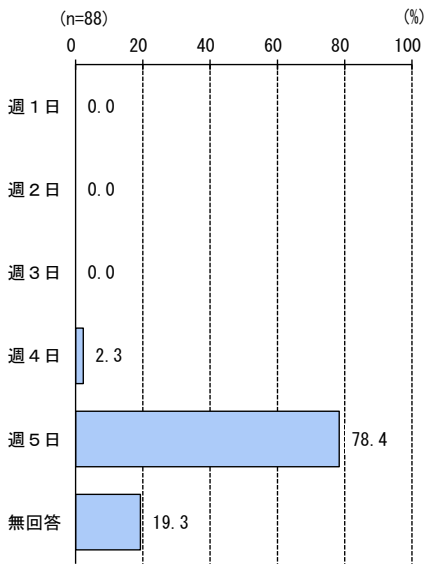

１日あたりの利用時間は、「９時間」が35.2%で最も多く、次いで「８時間」が23.9%、「10時間」が19.3%となっています。希望する利用時間は、「９時間」が25.0%で最も多く、次いで「10時間」が20.5%、「８時間」が13.6%となっています。10.時間以上を希望する割合が高く、時間外保育のニーズがみられます。

【現在の利用時間】

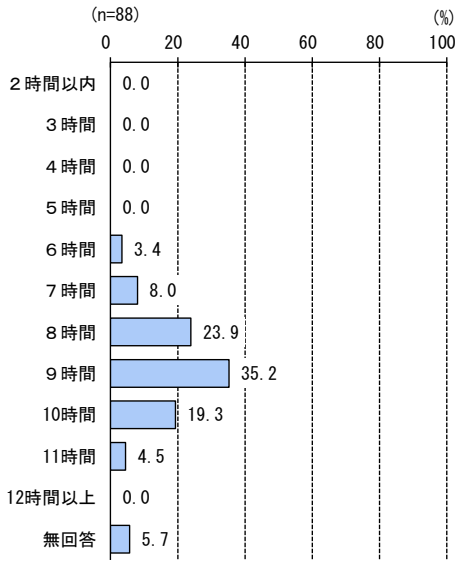

【希望の利用時間】

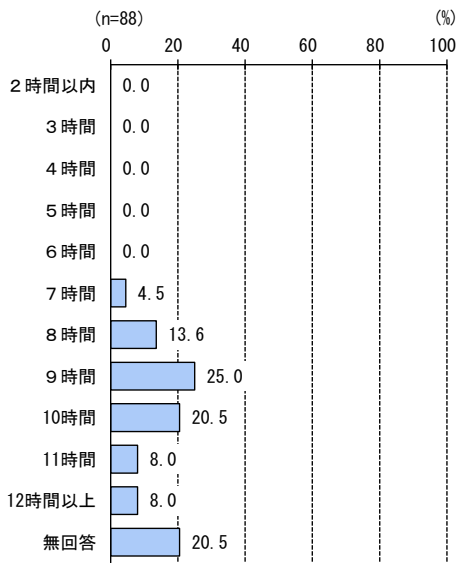

③病児・病後児保育施設の利用希望（就学前幼児の保護者）

病児・病後児保育施設の利用希望について、「「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」と思った」が30.6%、「利用したいとは思わなかった」が69.4%となっています。

【病児・病後児保育施設の利用希望】

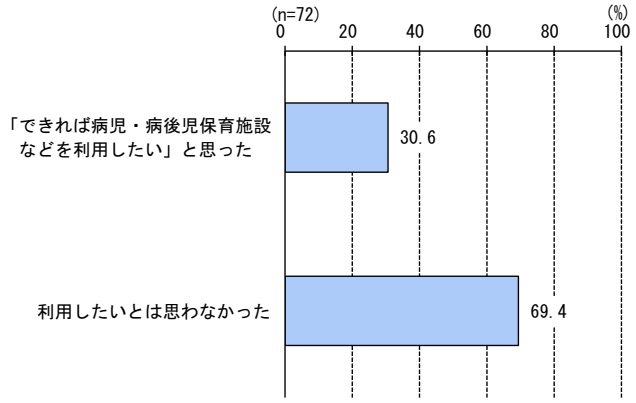

④一時的な教育・保育事業の利用希望（就学前幼児の保護者）

一時的な教育・保育事業の利用希望について、「利用したい」が33.3%、「利用する必要はない」が62.6%となっています。

【一時的な教育・保育事業の利用希望】

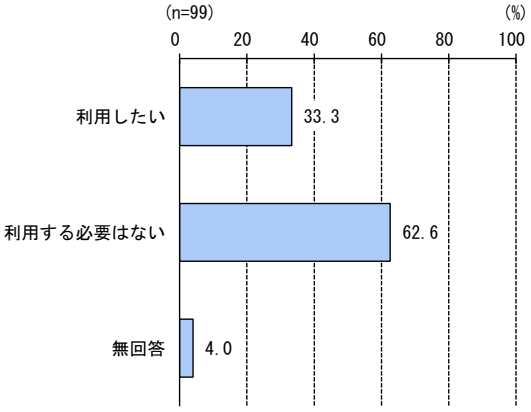

⑤地域子育て支援拠点事業の利用希望（就学前幼児の保護者）

地域子育て包括支援拠点事業の利用希望について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が68.7%で最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が20.2%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が6.1%となっています。

【地域子育て包括支援拠点事業の利用希望】

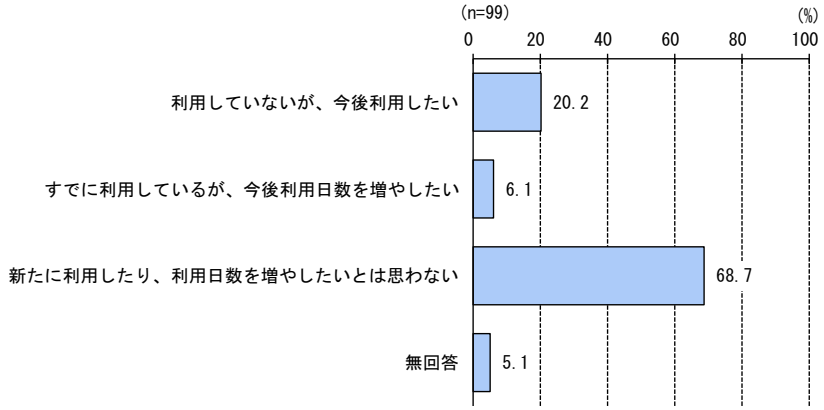

⑥放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方（小学１～３年生の保護者）

放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方について、低学年では「放課後子ども教室」が48.4%で最も多く、次いで「自宅で父母と過ごす」が41.9%、「自宅で留守番」が25.8%となっています。

高学年になった時の放課後の過ごし方について、「放課後子ども教室」が47.1%で最も多く、次いで「自宅で留守番」が45.7%、「放課後児童クラブ」が28.6%となっています。

【放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方(MA)】

＜低学年＞

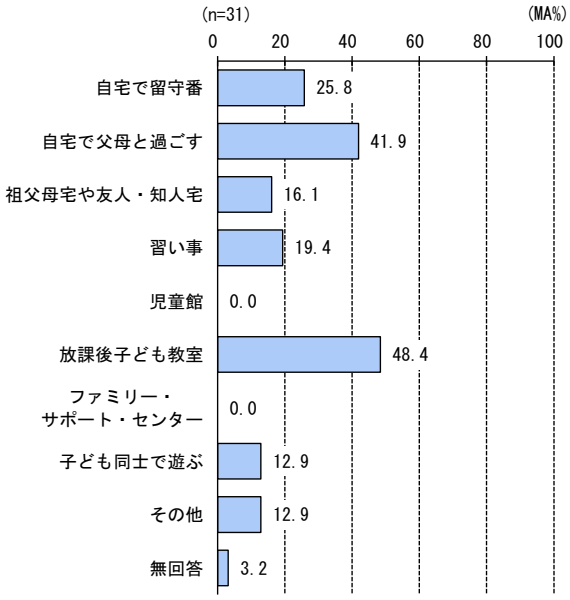

＜高学年＞

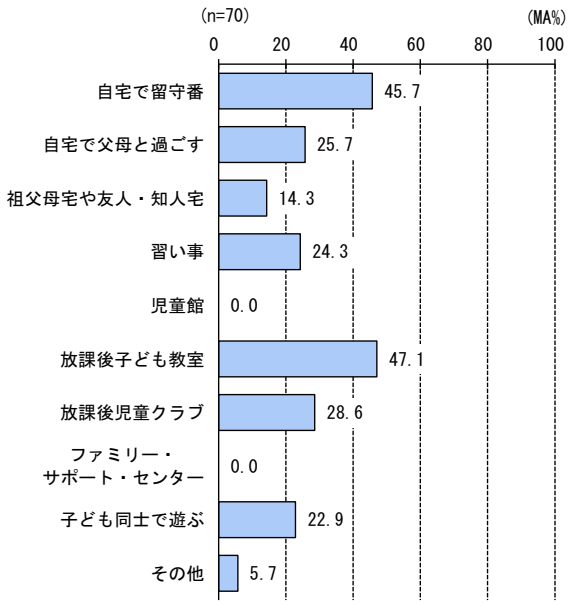

５　本村における子育て支援に関わる現状と課題

本計画の策定にあたっては、統計データやニーズ調査の結果に基づき３つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を推進します。

課題１　世帯構成と女性の就労状況の変化

総人口より総世帯数の減少ペースは緩やかであり、１世帯あたりの人員が減少し、核家族世帯、単独世帯の増加傾向がみられます。一般世帯のうち、６歳未満児のいる世帯は5.3%、６歳以上18歳未満の児童のいる世帯は10.1%と、県や全国平均より低くなっています。

女性の年齢別労働力率は25～29歳の落ち込みは小さくなっているものの、共働き世帯のうち子どものいる世帯の割合は減少しており、20～49歳の未婚率も男女とも増加し続けていることから、少子化が進行していることが伺えます。

少子化の進行を抑えるために、子育て中の働く保護者を応援するなど、より子育てがしやすい環境整備が求められています。

課題２　平日の定期的な教育・保育事業の利用時間と利用希望時間に差

ニーズ調査において、平日の定期的な教育・保育事業の利用時間と利用希望時間をみると、１日あたりの利用時間は、多い順に「９時間」、「８時間」、「10時間」となっており、希望する利用時間も、多い順に「９時間」、「10時間」、「８時間」となっていますが、「11時間」と「12時間以上」がそれぞれ8.0%と10時間以上を希望する割合も高く、利用時間と利用希望時間に差がみられます。

全体の児童数は減少傾向にありますが、働き方の多様化に合わせた、時間外保育の維持・充実が求められています。

課題３　「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」のニーズが高い

ニーズ調査において、放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方をみると、低学年では「放課後子ども教室」が48.4%で最も多く、高学年になった時でも「放課後子ども教室」が47.1%で最も多く、「自宅で留守番」の45.7%に次いで「放課後児童クラブ」が28.6%となっています。

子ども人口は減少が見込まれますが、保護者の就労率向上により、放課後子ども教室と放課後児童クラブのニーズが高まっています。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

子どもは未来の社会を担う要であり、次代を形づくる様々な能力を秘めています。

これが存分に発揮されるためには、保護者や地域の人々の笑顔に包まれながら、子どもたちが心豊かな子ども時代を過ごし、いきいきと健やかに育つことが重要です。

子ども・子育て支援にあたっては、まず保護者が「親としての自覚」を持ち、愛情をもって子育てを行うことが何よりも大切ですが、それとともに、地域や学校、保育園、企業・事業所、行政などが一体となって「子育ち」「子育て」の支援に取り組み、子どもたちの笑顔をみんなでよろこびあえるような社会にしていく必要があります。

こうした考え方に基づき、本計画では、基本理念を「子どもが、親が、地域が育つ　子育て応援の里ーひだか」と定め、「子ども自身の伸びようとする力」と「親の育ち」を地域みんなで支えていきます。

「子どもが、親が、地域が育つ
子育て支援の里ーひだか」

☆子ども自身の伸びようとする力を支えます

「一人ひとりの子どもが、心もからだも元気いっぱい！」

次代の親・次代を担うみんなが、心豊かな人間性を形成し、自立できるよう応援します。

☆親の育ちを支えます

「子育ては、楽しいよ！悩むこともあるけど うれしいよ。」

子育て中の家庭に寄り添い、子育てをしている保護者の成長を応援します。

☆子育ては地域みんなで支えます

「子どもは、社会の宝。社会の重要な一員。」

地域みんなが手と手をつなぎ、子どものために一体となるよう応援します。

「子育て応援の里」のそれぞれの担い手の役割

家庭の役割

- 家庭を大切にし、保護者が協力しあって子育てに取り組みます。
- 男女の役割分担に対する意識を見直し、父親も積極的に子育てに参加します。
- 子どもに愛情を持ち、親子のふれあいを大切にします。
- 子どもに基本的な生活習慣や社会的マナーなどを身に付けさせます。
- 子どもの自尊心や自律心、他の人々との協調性などを育みます。
- 地域の人や他の子育て家庭との交流など、親同士・子ども同士のふれあいを深めます。
- 親子で自然のなかでの体験活動や文化芸術とのふれあい、スポーツ・体力づくりなどに取り組み、子どもの豊かでたくましい心を育みます。
- 子育ての悩みは一人で抱え込まず、子育て仲間や相談機関などに気軽に相談します。
- 子育てにストレスを感じたときは積極的に心身のリフレッシュを心がけます。

学校や保育園などの役割

- 確かな学力、豊かな人間性、心身のたくましさなど、子どもの個性を尊重しながら「生きる力」を育む教育を推進します。
- 地域に開かれた施設として、子育て家庭や地域社会などとの結びつきを強めていきます。
- 家族が協力し、子育てを行うことの意義や大切さを伝えます。
- 教職員・保育士の資質の向上に努めます。

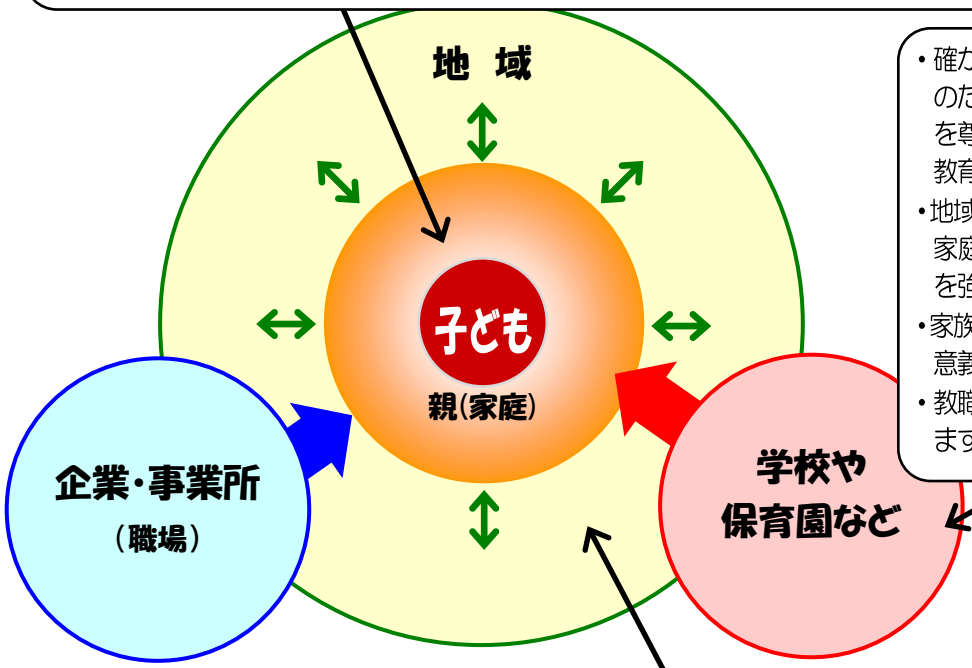

企業・事業所の役割

- 子育てと仕事の両立ができるよう子育てしやすい職場環境づくりを進めます。
- 子どもたちの職場見学・体験を積極的に受け入れます。
- 地域の一員として、社会全体で子どもを育てる活動に関心を持ち、協力します。

地域の役割

- 世代間交流をはじめ、地域の子どもと大人の関わりを深めます。
- 子どもが参加できる社会体験や自然体験など魅力ある行事や活動の場をつくります。
- 地域全体で子育てを支援し、子どもの健やかな成長をあたたかく見守ります。
- 地域全体が青少年の育成に関心を持ち、環境浄化活動やあいさつ運動などを進めます。
- 子どもを事故や犯罪から守るため住民が協力しあって取り組みます。
- 子どもや子育て家庭が地域と関わる機会や場所づくりに取り組みます。

２　計画の基本目標

基本理念「子どもが、親が、地域が育つ　子育て応援の里－ひだか」に基づき、以下の４つの基本目標に沿った施策を推進します。

基本目標１　すべての子育て家庭が支えられる村

日高村こども家庭センター、地域子育て支援センター、保育園などを拠点に、家庭や地域の子育て力の向上を図るとともに、様々な子育て支援ニーズにきめ細かく配慮した支援施策を推進し、「すべての子育て家庭が支えられる村」をめざします。

基本目標２　豊かな学び・育ちの村

乳幼児期から青少年期に至るまでの長期的な視点に立って、地域における教育環境の充実に努めることで、次代を担う子どもたちが、その成長とともに豊かな人間性を形成し、健やかなからだと確かな学力を育む「豊かな学び・育ちの村」をめざします。

基本目標３　親も子も健やかに育つ村

母子保健事業をはじめ、子育て家庭、次代を担う子どもたちを対象とした保健・福祉・教育の充実に努めることで、子どもたちの成長発達の促進や疾病予防が図られる「親も子も健やかに育つ村」をめざします。

基本目標４　安全で子育てにやさしい村

生活環境の整備・改善に努めるとともに、子どもを交通事故や犯罪などの被害から守るための活動を進め、子どもや子育て中の家庭が、地域で安心して快適に暮らせる「安全で子育てにやさしい村」をめざします。

3　施策の体系図

≪基本理念≫

「子どもが、親が、地域が育つ　子育て応援の里－ひだか」

1　すべての子育て家庭が支えられる村

- （1）家庭や地域の子育て力の向上
  - ①　妊娠期からの子育て支援拠点づくり
  - ②　就学前児童の子育て支援拠点づくり
  - ③　家庭教育の充実
- （2）子育て支援制度・事業の充実
  - ①　利用者支援の推進
  - ②　経済的負担の軽減
  - ③　保育事業の充実
  - ④　保育料の無償化
  - ⑤　幼児教育の充実
  - ⑥　放課後の活動の場の充実
- （3）きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援
  - ①　支援の必要な対象児の早期発見、早期療育
  - ②　障害児保育・特別支援教育の充実
  - ③　ひとり親家庭に対する相談支援の充実
  - ④　要保護児童への対応の推進
  - ⑤　児童虐待防止に関する啓発・相談の充実
- （4）仕事と子育ての両立の推進
  - ①　子育てがしやすい職場環境づくり
  - ②　就業・再就職の支援
  - ③　男女共同による子育ての促進

２　豊かな学び・育ちの村

- （１）生きる力を育む教育環境の整備
  - ①　住民協働による学校づくりの推進
  - ②　学力の向上に向けた教育体制の整備
  - ③　健康・体力づくりの推進
  - ④　人権・道徳教育の推進
  - ⑤　地域文化の継承と交流学習の推進
  - ⑥　キャリア教育の充実
- （２）地域における青少年の健やかな育成
  - ①　子どもの居場所づくりの推進
  - ②　多様な体験・交流活動の推進
  - ③　青少年健全育成及び各種指導者・ボランティアの育成
- （３）次代の親の育成
  - ①　「いのちの教育」の推進
  - ②　婚活支援の推進

３　親も子も健やかに育つ村

- （１）子どもや母親の健康の確保
  - ①　妊娠・出産期の支援の充実
  - ②　乳幼児期の継続的な支援の推進
  - ③　予防接種の接種率の向上
  - ④　地域医療の充実
- （２）食育の推進
  - ①　乳幼児期における食育の推進
  - ②　学齢期の食育の推進

4　安全で子育てにやさしい村

- （1）子育てしやすい生活環境の整備
  - ①　ゆとりとうるおいのある住環境の整備
  - ②　公園・緑地の適正な維持管理
  - ③　交通安全設備等の整備
  - ④　ひとにやさしいまちづくりの推進
- （2）子どもを取り巻く安全の確保
  - ①　地域防災体制の充実
  - ②　安全教育と子どもを見守る活動の推進
  - ③　交通安全対策の推進

第４章　子ども・子育て支援施策の展開

基本目標１　すべての子育て家庭が支えられる村

施策（１）家庭や地域の子育て力の向上

○令和７年度より日高村こども家庭センターを設置し、保健師、社会福祉士等の専門職を配置します。母子保健機能及び児童福祉機能の一定的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する支援を行うとともに、子どもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行います。また、日高村地域子育て支援センターの充実に努めるとともに、保育園の開放を推進し、妊娠期から子育ての情報提供・相談・交流の拠点づくりに努めます。

○子どもの発達に応じた家庭教育に関する学習機会や情報を提供します。

○子育て支援に対する住民意識を高め、理解・協力を促進するため広報・啓発を進めます。

①妊娠期からの子育て支援拠点づくり	担当部署	健康福祉課（母子保健）

【事業内容及び現状】

◆「日高村こども家庭センター」において関係機関職員と連携しながら、総合相談支援事業・産前産後サポート事業・産後ケア事業の３本柱で、妊娠・出産・子育て期にわたって切れ目のないきめ細やかな支援しています。

◆安心して出産を迎えられるよう、保健師が面接を行い、産前・産後に利用できる各種サービスに関する情報提供を行っています。

◆産婦健診では医療機関と連携を図り、産後２週間・１か月健診時に質問票を使用して、産後うつ病を早期に発見し、家庭訪問等で育児不安の軽減に努めています。

【今後の方向】

◇出産後に家族などから育児の援助が受けられず、育児支援を必要な方へ心身のケアや育児サポート等を行い、産後の心身の不調や育児不安の解消に努めるとともに、産後ケア事業の利用促進を図ります。

②就学前児童の子育て支援拠点づくり	担当部署	健康福祉課（母子保健） 教育委員会（子ども家庭課）

【事業内容及び現状】
◆日高村こども家庭センター、地域子育て支援センター事業、保育園の施設開放事業を継続実施し、充実を図るとともに事業の周知・広報に努めています。
◆産前産後のサポート事業(デイ型)については、講義、ワークショップ、母親のリフレッシュを促し、赤ちゃんとのふれあい等の多様なものにしつつ、参加者のニーズをアンケートにより聞き取り、ニーズに応じるようにしています。
◆令和５年度より「子育てアプリひだかっこ(by母子モ)」で、予防接種の管理、子育て情報の配信、子育てイベント開催等の周知を行っています。
◆家庭保育中でありながら、外に出て母親や子ども同士の交流につながっていない家庭もあり、利用しやすい運営を検討する必要があります。
【今後の方向】
◇年間を通じて開庁日には地域子育て支援センターを開所し、妊娠から子育ての不安や悩み等の相談を受け、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健コーディネーター(保健師等)がサポートを行います。また、来所しやすいよう、利用者のニーズに応じた様々な親子教室の開催や、「子育てアプリひだかっこ(by母子モ)」の利用促進、積極的な子育て情報等の配信に努めていきます。

③家庭教育の充実	担当部署	教育委員会（保育）

【事業内容及び方向性】
◆保育園行事などにおける親と子のふれあい、家族間や世代間の交流を積極的に推進し、子ども同士、親同士の仲間づくりを進めるとともに、家庭教育に関する情報交換や悩み・不安の共有など、ともに支えあいながら子育てを行う環境づくりを進めています。
【今後の方向】
◇ふれあいまつりや親子遠足、ふれあい運動会、ひだかちびっこまつりなどの行事を実施し、保護者同士が集まり、情報交換や話ができる場を多く作っていきます。

施策（２）子育て支援制度・事業の充実

〇家庭で子育てをする保護者の支援に努めるとともに、子育て家庭への生活支援の一環として、各種手当の支給や医療費の助成などを行い、経済的負担の軽減を図ります。
〇３保育園を拠点に、多様な利用者ニーズに対応した保育事業の充実に努めます。
〇放課後における子どもたちの健全育成対策を推進します。
〇不妊・不育症治療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。
〇各保育園において、個々の成長発達に沿った幼児教育を推進します。

①利用者支援の推進	担当部署	健康福祉課（母子保健）

【事業内容及び方向性】
◆子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業で、本村では、日高村こども家庭センターにおいて実施しています。
【今後の方向】
◇子育て期の様々な悩みごと・困りごと等について、専門の職員が一緒に考え、関係機関との連絡・調整等を行い、必要な助言等を行うとともに、適切なサービスや専門機関の利用につながるよう、支援していきます。

②経済的負担の軽減	担当部署	企画課、健康福祉課 教育委員会（学校教育）

【事業内容及び方向性】
◆対象となる児童を養育している保護者に対して、児童手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、療育手当を国や県の制度により支給しています。
＜児童手当＞
０～３歳：15,000円/月、３歳～高校生：10,000円/月
第３子以降：30,000円
◆日高村光輝く子育て応援金として、村内に住居を新築または購入した世帯の５年間にわたる固定資産税相当額交付事業を実施しています。
◆18歳までの子どもや、ひとり親家庭の父母や18歳未満の子、重度障害のある人を対象に、医療費のうち、健康保険適用分の医療費の一部負担金を助成しています。小学校１年生から18歳までは、村独自で医療費を助成しています。
◆子ども貧困対策を含む生活困窮者支援として、税や公共料金の減免制度や就学援助、下分ふれあいプラザの学習教室等による学習支援を引き続き実施するとともに、村社会福祉協議会やハローワーク等の連携による生活困窮者自立支援事業の利用促進に努めます。
◆一般不妊治療費助成事業及び高知県特定不妊治療支援事業と連携を図りながら、不妊治療にかかる費用の一部助成を実施しています。
◆就学援助制度として、経済的に就学困難な児童生徒に対して学用品・給食費などの援助を行っています。
◆特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その就学のために必要な経費の一部を国の基準に基づいて援助を行っています。

【今後の方向】
◇窓口に相談に来られた際などに制度を紹介するなど、制度の周知徹底、対象者の把握に努めます。

③保育事業の充実	担当部署	教育委員会（保育）

【事業内容及び方向性】
◆保護者が日中就労などのために家庭で保育することができない就学前児童を保育園で適切に保育するため、入所希望状況などに応じた受け入れに努めます。各保育園の人材の確保・育成を促進するとともに、地域子ども・子育て支援事業の充実について関係機関とともに取り組みます。在住外国人の児童の入所に際しても、適切な保育が行われるよう努めていきます。
本村では、村内に私立保育園３園（うち１園は分園）があります。

【今後の方向】
◇各園において延長保育や障害児保育、乳児保育を実施し、アレルギー除去食や離乳食の提供を行い、保育施設等と連携を図りながら、適切な補助を行っていきます。

④保育料の無償化	担当部署	教育委員会（保育）

【事業内容及び方向性】
◆本村では、令和６年９月より独自に、日高村に住民票がある全園児の保育料を無償としました。人口減少対策総合交付金や多子世帯保育料軽減事業費補助金を財源とした、子育て世帯の経済的負担軽減に努めています。

【今後の方向】
◇財源を確保しながら、子育て世帯が住みやすい村を目指し、人口確保の取組を行っていきます。

⑤幼児教育の充実	担当部署	教育委員会（保育）

【事業内容及び方向性】
◆各保育園において、年齢別カリキュラムを作成し、０歳から５歳までの一貫した保育カリキュラムのもと、個々の成長発達に沿った教育・保育を心掛けるとともに、職員間で話し合い、見直す機会を設けています。
◆職員間で報告・連絡・相談等しながら、園児の様子・状況を把握し、担当クラスだけでなく、全職員が関わりながら園児と接しています。
◆視覚支援を取り入れるなど、ユニバーサルデザインの観点に立ち、子どもにわかりやすい教育・保育を推進しています。
◆園内、園外の様々な研修に参加し、専門性、資質の向上や、幼児教育について理解を深めています。
【今後の方向】
◇年間計画や月案、週案を充実できるよう、より多くの話し合いの場を設け、子どもたちのためのより良い教育・保育を目指していきます。
◇今後も園内、園外の様々な研修に参加し、職員間で共通理解しながら、質の高い教育・保育を推進していきます。

⑥放課後の活動の場の充実	担当部署	学校組合 教育委員会 （地域教育・学校教育）

【事業内容及び方向性】
◆本村には、放課後児童クラブが２か所、放課後子ども教室が２か所、子ども学習教室が１か所あり、このうち、放課後児童クラブ１か所、放課後子ども教室１か所は一体的に開設されています。
【今後の方向】
◇クラブ・教室事業の推進を通じて、小学校児童の保護者が就労等により日中家庭にいない場合など、授業終了後に、環境に配慮しながら勉強や可能な範囲で身体を使った遊び等、充実した時間が送れるよう努めます。
◇放課後児童クラブでは定員拡大や指導員の確保、活動内容の充実が求められます。放課後子ども教室では、地域間の格差を縮小し、多様な活動を提供できる仕組みを整えることが重要です。両者ともに、持続可能な運営体制を構築し、子どもたちが安全で充実した放課後を過ごせるよう、国の「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、地域全体で支援を進めることを目指します。

施策（３）きめ細やかな配慮を必要とする子育て家庭への支援

○日常生活や集団生活において困りごとが見られるなど、支援の必要な児童生徒が持つ能力や可能性を十分伸ばすため、関係機関との連携を図りながら、一人ひとりの成長発達や特性などに応じた、きめ細かい支援を推進します。

○一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす特別支援教育を推進します。

○ひとり親家庭の子育てや生活全般に関わる相談・情報提供の充実を図るとともに、生活支援などの充実を図り、ひとり親家庭の自立を支援します。

○児童虐待の防止等を啓発するとともに、要保護児童対策地域協議会など関係機関の連携のもと、要保護児童を早期に発見し、適切な支援を行います。

①支援の必要な対象児の早期発見、早期療育	担当部署	健康福祉課（母子保健） 教育委員会 （保育・子ども家庭課）

【事業内容及び方向性】

◆発達の遅れや障害等を早期に発見し、適切な療育・発達支援につなげるため、乳幼児健診の機会や、保健師と心理士等による「にこにこ相談」、さらには、保育園等への保健師の訪問支援などを通じ、子どもの普段の様子を観察・把握し、保護者の心配ごとを共有し、必要に応じた専門機関へのつなぎを行い、継続的に支援を行っています。

５歳児の発達支援として「５歳児発達健康診査」を実施し、公認心理師による発達の見立てや、小学校入学までに家庭や保育園等でできる準備について一緒に検討していく場として活用しています。

【今後の方向】

◇乳幼児健診などにより、発達の遅れや障害等を持つ子どもを早期に発見し、関係機関と連携を図り、早期に療育・発達支援につなげていきます。未受診の家庭には、受診の大切さを促していきます。

◇保健師による、事前の保育園訪問や受診後の情報共有などを継続して行い、医療機関や関係機関の受診を勧められた子どもの保護者には、関係機関と協力して受診を促し、その際保護者の思いにも寄り添うように努めます。

◇今後も「５歳児発達健康診査」を実施し、就学先の関係機関とも有効かつ必要な情報を共有する中で、小学校入学後も切れ目のない支援を継続できるように取り組んでいきます。

②障害児保育・特別支援教育の充実	担当部署	健康福祉課（母子保健） 学校組合 教育委員会 （保育・学校教育）

【事業内容及び方向性】
◆配慮が必要な子どもが保育園や学校等の所属する社会に参加し、適応することを支援するため、委託先の障害児相談支援事業所（相談支援専門員）と連携し、日高村障害児福祉計画（３年毎に作成）に基づいた障害福祉サービスの提供だけでなく、子育て支援の相談窓口として情報提供や個別相談対応、各関係機関（保育園・小中学校、特別支援学校、福祉サービス事業所等）との連携を行っています。
◆日下保育園では、子ども家庭課や専門機関と連携し、家庭との連絡を密にしながら、子ども一人ひとりに適切な指導・支援を実施しています。療育福祉センター、ぷらうらんど、つくしっこ相談等への保育士同行も実施しています。
◆保育園・学校代表、保健師、地教委事務局、子ども家庭課、教育相談員等で構成する教育支援委員会を年２回開催し、教育相談の意義・目的、個別の指導計画の作成による個に応じた指導の充実について確認するとともに、児童生徒それぞれの障害の種別、程度に合わせた教育課程の編成を行っています。
◆主任保育士、小中学校のコーディネーター、日高特別支援学校コーディネーター、子ども家庭課等で構成する特別支援教育学校コーディネーター連絡会を年３回開催し、校内の支援体制や引き継ぎシートの活用状況の共有のほか、支援資料の作成や個別の指導計画の作成支援を実施しています。
◆関係機関と情報交換を行い、情報収集に加え、専門的な視点からの助言を受けています。

【今後の方向】
◇配慮の必要な子どもが、社会と分けられて支援されるのではなく、専門的な知識・経験に基づいて一般的な子育て支援をバックアップする後方支援としてサービス提供されるよう、障害児福祉計画で見込むサービス必要量に基づいて、提供体制の確保を図るとともに、子育て支援におけるインクルージョンを推進する相談窓口として、情報提供や個別相談対応、関係機関との連絡調整を引き続き行っていきます。
◇一人ひとりの障害の状態に応じ、保育園、家庭、専門機関などとの連携を密にしながら、きめ細やかな障害児保育を実施します。
◇教育支援委員会や特別支援教育学校コーディネーター連絡会等を通じ、障害等のある子どもたちに適切な支援が行われるよう、特別支援教育に関わる研修等の推進、特別支援教育コーディネーター等の配置と連携により、一人ひとりの障害の種別と程度にあった教育課程の編成を行い、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす特別支援教育を推進します。

③ひとり親家庭に対する相談支援の充実	担当部署	健康福祉課

【事業内容及び方向性】
◆児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付などの利用を図りながら、ひとり親家庭の社会的、経済的自立を支援しています。

【今後の方向】
◇引き続き、申請・相談を受け、内容に応じて関係機関につなぐなどの支援を実施します。

④要保護児童への対応の推進	担当部署	教育委員会（子ども家庭課・学校教育）

【事業内容及び方向性】
◆要保護児童対策地域協議会を通じて、庁内各課、保健・医療・福祉・教育関係団体、警察、児童相談所、福祉保健所などの専門機関と連携し、児童虐待等による要保護児童の早期発見から発見後のフォローまでの総合的な対応に努めており、関係機関との連携を強化することで、被虐待児支援を主としてケース支援を行っています。
【今後の方向】
◇要保護児童対策地域協議会の対象児童、カルテットチームの対象児童について、各関係機関と定期的に情報共有しながら連携し、対象児童の見守り及び支援を継続実施していきます。

⑤児童虐待防止に関する啓発・相談の充実	担当部署	教育委員会（子ども家庭課）

【事業内容及び方向性】
◆毎年11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせ、ポスターの掲示や広報等に児童虐待についての記事を掲載し、児童虐待防止啓発を行っています。また、関係機関等と連携して、児童虐待に関する相談や支援の在り方について共有を図っています。
【今後の方向】
◇引き続き、関係機関等と連携し、広報・啓発活動の強化を図るとともに、健診や訪問指導、相談、交流事業などを通じて、子育て不安の軽減を図り、虐待の未然防止に努めていきます。

施策（４）仕事と子育ての両立の推進

○仕事と子育ての両立を支援するため、住民や事業主などに対して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識啓発を図ります。
○父親も母親もともに協力しながら子育てに関わることができるよう、父親の子育てへの関わり方の啓発を進めます。

①子育てがしやすい職場環境づくり	担当部署	産業環境課

【事業内容及び方向性】
◆働く保護者が子育てしながら安心して働けるよう、広報誌などの媒体や関係機関・団体との連携を通じて、子育てと仕事の両立に関わる法制度や育児休業制度などについての広報・啓発活動を行っています。
◆村内企業訪問を毎年実施し、職場内の「子の看護休暇」等の制度利用による休暇の利用推進を図っています。
【今後の方向】
◇引き続き村内企業を訪問し、現況確認を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行い、働きやすい環境づくりに努めます。

②就業・再就職の支援	担当部署	産業環境課

【事業内容及び方向性】
◆ハローワークでは、マザーズコーナーが開設され、再就職支援セミナーが開催されるなど、子育てをしながらの求職活動を応援する取り組みが進められています。
村では、移住者・移住希望者に、村内事業所への就職や就農を紹介・支援するなど、子育てをしながらの求職の支援をＪＡ、ハローワーク等と連携しながら進めています。
【今後の方向】
◇ハローワーク等の関係機関や企業との連携を図りながら、雇用促進を進めます。企業訪問でも村内で雇用状況を調査し、村内雇用促進を図ります。
出産や育児、引っ越しなどにより退職した住民の再就職、子育てをしながらの求職活動について、関係機関と連携しながら支援を進めます。

③男女共同による子育ての促進	担当部署	健康福祉課（母子保健） 教育委員会 （学校教育・保育）

【事業内容及び方向性】
◆夫婦が協力して子育てに関わっていく意識を啓発し、技術を普及していくため、思春期・妊娠期・産後早期から指導・支援を推進しています。
◆母子手帳発行時に、夫同伴の場合は夫へも指導を行い、産前産後訪問時には、夫婦での育児協力体制構築の助言を実施しています。
◆保育園等において、父親と子どもが一緒に参加する活動を推進し、父親の子育てへの関わりを啓発し、男女共同による子育てを促進しています。
◆参観日や遠足等に、両親が揃って参加できる機会を持てるように努めています。最近は父親の参加も増え、父親同士でも話をしている場面や、母親と交代で子どもを抱っこしたりおんぶしたりする姿も見られるようになっています。
◆中学生を対象とした、「いのちの講演会」や「いのちの学習」の妊婦・育児体験により、男女共同の子育てについて考えることや相手を思いやる気持ちを考えるための教育に取り組んでいます。
【今後の方向】
◇継続して父親の参加を促し、親子で触れ合える機会をつくることに努めるほか、学校教育と連携しながら中学生を対象とした、「いのちの講演会」「いのちの学習」を継続実施します。

基本目標２　豊かな学び・育ちの村

施策（１）生きる力を育む教育環境の整備

○住民との協働により、地域に根ざした生きる力を育む教育を推進し、主体的に行動できる子どもの育成を図ります。

○不登校やいじめなどの解消や予防のために、子どもたちや保護者、関係機関での問題の共有と迅速な対応に努めます。

①住民協働による学校づくりの推進	担当部署	学校組合 教育委員会 （学校教育・地域教育）

【事業内容及び方向性】

◆学校運営協議会、学校関係者評価委員会を開催し、地域の方々や委員から寄せられた意見や評価を、学校運営に活かしています。また、地域学校協働本部による学校の環境美化と登下校の見守りを実施しています。

◆令和５年度に、学校関係者評価委員会を兼ねた加茂小中学校運営協議会を設置し、学校の取組等について評価しています。

【今後の方向】

◇地域住民とともに子どもたちを育む取組を進め、学校運営協議会を通じて学校運営や教育環境の評価・改善を図るなど、地域に開かれた学校づくりを進めていきます。

②学力の向上に向けた教育体制の整備	担当部署	教育委員会（保育・学校教育・地域教育・図書館・子ども家庭課）

【事業内容及び方向性】
◆全国学力・学習状況調査、高知県学力定着状況調査の結果分析、標準学力調査を小中学校で実施した結果分析を受けて授業改善への働きかけを行っています。また、各校にてユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを継続し、校内研究を行っています。
◆放課後学習では、取組後確認テストを行い、生徒の学習状況の把握と基礎学力の定着を図っています。
◆令和２年度からの新学習指導要領により、小学３・４年生の外国語活動、５・６年生の外国語科、小学校でのプログラミング教育を推進するなど、充実した外国語教育・活動、情報教育を推進し、国際化・情報化の進む未来にはばたく人材育成を進めています。
◆保育園においては、毎週１回の絵本貸出や図書館での絵本読み聞かせを行い、小中学校においては朝読書を通して豊かな心を育む教育を推進しています。
◆保・小・中の連携教育研修会や外部講師による研修等を実施し、教職員や保育士の資質・指導力の向上を図っています。

【今後の方向】
◇子どもたち一人ひとりに応じた教育・支援方法の改善を継続し、「確かな学力」の向上に努め、小中学校に放課後等学習支援員を配置し、支援を要する児童生徒への個別対応を実施します。
◇各教科や総合的な学習の時間、特別活動、学校行事等、教育課程全般を通じて、１人１台端末の活用を促進するとともに、ＩＣＴ活用支援員の配置や、学習支援ツールの整備、研修の実施により情報教育の充実・情報モラル教育に関する教職員のＩＣＴ活用力の向上を図ります。また、英語教育強化プランとして小中の連携を実施し、英語力の向上を目指します。
◇子どもたちが本に親しみ、楽しみながら読書習慣を確立できるよう、図書館等における読み聞かせ活動や、保育園における絵本の貸出、小・中学校における朝読書の奨励などを進めます。
◇引き続き、自己研鑽や関係機関の連携強化のためにも、定期的な研修会を開催していきます。

③健康・体力づくりの推進	担当部署	教育委員会（保育・学校教育）

【事業内容及び方向性】
◆保・小・中連携による「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進や、栄養教諭による食育・朝食指導、啓発のための授業を実施しています。
◆保育園・小中学校における各種運動、歯科指導、生活チェック等を実施しています。
◆スマホ等の長時間使用等の問題に対応すべく、小・中連携によるノーディスプレーデーを継続して行っています。

【今後の方向】
◇「早寝・早起き・朝ごはん」運動や各種運動、歯科指導等に根気よく継続して取り組み、基本的な生活習慣と望ましい食習慣の確立を図り、子どもたちの健やかな心とからだを育んでいきます。

④人権・道徳教育の推進	担当部署	学校組合 教育委員会 （保育・地域教育・ 学校教育・子ども家庭課）

【事業内容及び方向性】
◆保育園、小・中学校にて、道徳教育参観日や人権参観日を通して、子どもたちに命の大切さや、一人ひとりを大切にしようとする人権意識を高めています。また、教員や保育者が人権教育講座に参加し、人権教育の啓発に努めています。
◆各学校・保育園で、道徳の時間や総合的な学習の時間、人権参観日などを通じて、命の大切さや他者への思いやりの心を育み、一人ひとりを大切にする人権教育を進めるとともに、人権教育推進講座、人権フェスタなどを通じて、村全体で人権意識の啓発を図ります。
◆スクールカウンセラーによる、児童生徒及び教職員への相談体制を整備し、必要に応じて個別事例への相談を実施しています。また、問題を抱える子どもの保護者に対し、関係機関と連絡を図りながら情報の提供に努めています。
◆不登校児を対象にスクールソーシャルワーカー等が連絡を取り、家庭・学校以外の居場所として茂平家等への来所を促し、他者との関わりをもつことを目的に、屋外活動や制作活動を交え信頼関係の構築を図ってきました。

【今後の方向】
◇今後も保育園、小・中学校や関係機関との合同研修を通じて、日高村の子どもたちを、自己肯定感のもてる子どもに育めるよう、連携していきます。
◇人権教育においては、より多様なテーマを取り扱い、すべての子どもたちが多様な価値観を理解し、尊重する姿勢を育むことが求められます。また、道徳教育では、実生活と学びを結びつけ、子どもたちが道徳的に成長できる環境を整備し、評価方法の改善も進めることが重要です。地域との協力体制を強化し、子どもたちの人権意識と道徳的な行動を支える環境作りを進めます。
◇引き続き、日々の教育活動、相談活動を通じて、子どもたちと教職員の人間的なふれあいを深め、子どもたちの悩みや不安の解消に努めます。
◇不登校やいじめなどの問題を抱える子どもへの理解に努めるとともに、学校と連携しながら、それぞれの役割を明確にし、個々に合った適切な対応に努めます。

⑤地域文化の継承と交流学習の推進	担当部署	教育委員会 （学校教育・地域教育）

【事業内容及び方向性】
◆小・中学生による福祉施設への訪問や障害の疑似体験学習など、交流学習の推進に努めています。
◆総合的な学習の時間を中心に、地域の歴史や自然について学習を実施しています。

【今後の方向】
◇昔話や年中行事、民俗芸能などの学習を通じて、地域の歴史・文化についての知識や経験を培うとともに、高齢者など地域住民との交流学習を推進し、子どもたちの豊かな情操を養います。

⑥キャリア教育の充実	担当部署	学校組合 教育委員会（学校教育）

【事業内容及び方向性】
◆中学校における職場体験学習「わくわくワークス」、小・中学校において、卒業生が子どもたちと交流し、中学校卒業後の進路について伝える「ようこそ先輩」を実施しています。
◆キャリア教育支援員を配置。キャリア教育講演会を年数回実施して、児童生徒が主体的に進路を選択できるよう努めています。

【今後の方向】
◇子どもたちの社会人となる基礎の育成を図り、子どもたちが主体的に進路を選択できるよう、地域住民の協力を得ながら、必要な情報提供と指導を進めます。

施策（２）地域における青少年の健やかな育成

〇楽しく安全に遊ぶことができ、親子や子ども同士、親同士、地域で暮らす各世代の人々がつながり、交流できる身近で安全・安心な遊び場の充実に努めます。

〇豊かな自然環境などの地域資源を活用した各種体験活動の推進を図るとともに、指導するボランティアなどの人材育成に努めます。

〇家庭、学校、地域、警察等の関係機関などと連携し、青少年健全育成を推進します。

①子どもの居場所づくりの推進	担当部署	健康福祉課、学校組合教育委員会（学校教育・地域教育）

【事業内容及び方向性】

◆本村には、学齢期の子どもたちの居場所として、図書館や、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、下分ふれあいプラザなどがあり、遊びや学習活動、各種行事が開催されています。

【今後の方向】

◇子どもが楽しく安全に遊ぶことができ、親子や子ども同士、親同士、地域で暮らす各世代の人々が集い、憩う居場所の確保に努めます。

②多様な体験・交流活動の推進	担当部署	産業環境課 教育委員会 （保育・地域教育・学校教育）

【事業内容及び方向性】

◆職場体験学習、インターン生や保育士養成学校の実習生受け入れ、学校・保育園と福祉施設との交流、田植え・稲刈り体験など、多様な体験・交流の機会づくりを進めています。

◆オムライス街道のキックオフイベントや、日高村よさこいのインストラクター養成を通じて学校と地域、異世代間の交流を促進しています。

◆本村では、子どもたちが地域行事やスポーツ、田植え・稲刈り体験、文化活動を通じて多様な体験・交流活動を行い、社会性を育んでいます。学校や地域団体と連携し、自然体験や伝統文化学習なども提供されています。しかしながら、一部地域で参加機会が限られていること、活動内容の多様性が不足していること、指導者やサポート体制が不十分であることが課題となっています。

【今後の方向】

◇ふるさとの自然や歴史・文化、異年齢の子ども、学生、地域の人々とのふれあいを通じて、人に対する愛情や信頼感、ふるさとへの誇りを育めるよう、多様な体験・交流活動を推進します。

◇すべての子どもが参加できるよう活動機会を増やし、興味に応じた多様なプログラムを開発します。また、指導者の育成や地域ボランティアの支援を強化し、活動の質を向上させます。さらに、持続可能な運営のため、地域の協力や財源の確保にも取り組みます。

③青少年健全育成及び各種指導者・ボランティアの育成	担当部署	学校組合 健康福祉課（母子保健） 教育委員会 （地域教育・学校教育・子ども家庭課・補導育成センター）

【事業内容及び方向性】
◆非行防止や青少年育成のため、補導専門職員や補導員による定期的な巡回指導、スクールガードによる地域の見回り、防犯パトロール等を実施しています。
◆薬物乱用防止教室、ネットトラブルの学習を通して、薬物の危険性やインターネットサービスの正しい使い方を伝えています。
◆地域学校協働本部事業としてコーディネーターを配置し、ボランティアを育成するなど、各種指導者・ボランティアの育成に努めています。
◆地域学校協働本部事業では、地域と学校が連携し、放課後学習や生活支援などで地域住民やボランティアの積極的な参加が進んでいます。また、様々な職業や専門分野の人材が教育活動を支援し、教育の質が向上しています。しかしながら、過疎地域では協力者の確保が難しい状況であり、特定の人々に負担が集中する問題や、学校側の連携調整が不十分な場合、徐々に活動が形だけのものになっていく懸念があります。

【今後の方向】
◇ＰＴＡ、ひだかっこ未来応援運営委員会、スクールガード、補導専門職員・補導員など、地域住民や関係団体・機関が連携しながら、犯罪被害の防止や、青少年ネット利用環境整備、喫煙・薬物乱用防止など、青少年健全育成活動を推進します。
◇地域差の解消、協力者の確保と育成、デジタル技術の活用、そして持続可能な協働体制の構築が重要なポイントとなります。これらの方向性を踏まえ、子どもの各種体験活動の指導者やボランティアの育成と資質の向上を図り、地域学校協働本部事業をさらに発展させ、子どもたちにとってより良い教育環境を提供していくことが求められます。

施策（３）次代の親の育成

○次代の担い手である子どもたちが、性や健康、男女がともに協力して家庭を持つこと、子育ての大切さなどについて理解を深めるよう、啓発を進めます。

○婚活事業を推進し、少子化の抑制を図ります。

①「いのちの教育」の推進	担当部署	健康福祉課（母子保健） 教育委員会（学校教育）

【事業内容及び方向性】
◆中学校では、年間計画に沿った性教育を実施するとともに、「思春期いのちの講演会」や妊婦疑似体験・育児体験を行う「いのちの学習」で、健康管理の重要性や、育児の基本的な技術の習得、夫婦共同で育児をする必要性について学習しています。

【今後の方向】
◇子どもたちが、命の大切さや人間としての生き方、男女が協力して家庭を築き、子育てを行うことの意義などを学ぶ教育を推進します。中学校での既存事業を推進するとともに、小学校での教育事業についても検討していきます。

②婚活支援の推進	担当部署	企画課、産業環境課

【事業内容及び方向性】
◆各種団体主催、村共催の婚活イベントを実施し、独身男女の交流促進に努めていますが、近年は婚活イベントを開催出来ていません。令和６年度に、３名の婚活サポーターを登録しました。また、ひだか茂平リレーマラソンでチームを作り、交流の場を設けました。
【今後の方向】
◇各種団体が行う若年者の出会いのきっかけとなる交流事業を推進するとともに、婚活サポーターが関わる事業も今後検討していきます。

基本目標３　親も子も健やかに育つ村

施策（１）子どもや母親の健康の確保

○予防接種や乳幼児健診、訪問などにより、母子の健康づくりを支援し、子育て不安の軽減に努めます。

○関係機関と連携し、小児・産婦人科医療の情報提供を行い、子どもが必要時に医療機関を受診ができるよう努めます。

①妊娠・出産期の支援の充実	担当部署	健康福祉課（母子保健）

【事業内容及び方向性】
◆妊婦一般健康診査に関しては、県内の医療機関に委託し、妊婦一人に対して14回分の受診票を交付し、費用を助成しています。
◆産休に入ったあたりの34週以降に訪問することで、産後の具体的なイメージ作りを行い、家族間での出産から産後の準備を促進します。より丁寧な関わりが必要なケースでは、それより前から訪問を実施しています。
◆産後早期に訪問することで、授乳・抱っこの方法・スキンケア等具体的な相談に対応し、母子の休息促進及び乳児の発育・発達を促しています。

【今後の方向】
◇医療機関における定期的な妊婦健康診査等の受診を促進するための助成に努めます。
◇保健師、助産師等の専門職による訪問や相談等を通して、妊産婦のセルフケア能力を高めるための支援を実施します。

②乳幼児期の継続的な支援の推進	担当部署	健康福祉課（母子保健） 教育委員会 （保育・学校教育）

【事業内容及び方向性】
◆産後訪問・乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診時の個別相談、助産師等の専門職による教室（計測・育児相談・母乳相談等）などを実施するほか、個別対応が必要なケースでは電話や訪問等により随時、個別支援を実施しています。
◆乳幼児の疾病の早期発見と健全な発育発達を促進するため、乳児健診、１歳６か月児健診、３歳児健診を実施し、未受診者への受診勧奨に努めています。
◆乳幼児健診において、医師・歯科医師・保健師・歯科衛生士・管理栄養士・心理士等多くの専門家が連携し、子どもの成長、発達について助言等を行います。
◆１歳６か月児健診、３歳児健診の際と２歳児健診において、児童と保護者に対して、歯科健診、歯科相談、フッ素塗布を実施しています。保育園・小中学校においても、フッ素洗口やう歯・歯周病予防教室を実施しています。
◆母子手帳発行時や妊婦訪問、産後訪問時、乳幼児健診時など随時、事故防止対策に関する啓発を実施しています。

【今後の方向】
◇乳幼児の健全な成長・発達を促進するため、健診内容の充実に努めます。また、未受診者に対する受診勧奨に努めます。
◇乳幼児のむし歯予防のため、健診時のフッ素塗布や保育園におけるフッ素洗口を継続します。小中学校においてもフッ素洗口の継続、むし歯予防及び歯周病予防教室を実施します。
◇引き続き、転落ややけど、誤飲など乳幼児期の事故防止対策に関する啓発を進めます。

③予防接種の接種率の向上	担当部署	健康福祉課（健康づくり）

【事業内容及び方向性】
◆未接種者に対し、個別通知や電話での接種勧奨、啓発パンフレットの配布、家庭訪問時に接種勧奨等を行い、未接種者への啓発活動を実施しています。
◆小児科医と連携し、医療機関受診時にも接種状況の確認と接種勧奨をお願いしています。
◆麻疹風疹２期については、就学時健診にて未接種者へ個別に接種を促す声掛けを実施しています。
【今後の方向】
◇各種感染症の予防のため、定期予防接種の接種勧奨につとめ、接種率向上を図ります。
◇未接種者に対して、個別通知や電話での勧奨、また、健診時などを通じて勧奨に努めるほか、小児科医と連携した受診時の接種状況確認と接種勧奨を継続します。

④地域医療の充実	担当部署	健康福祉課（母子保健）

【事業内容及び方向性】
◆家庭訪問や乳幼児健診、個別相談時に、小児救急医療についてのパンフレットを配布し説明しています。
◆小児救急医療など相談窓口や、乳幼児健診の日程等を広報誌に掲載しています。
【今後の方向】
◇国・県が進める地域医療構想の調整に、日高村としての意向を伝えるなど、産婦人科・小児科医療の確保・充実を働きかけていきます。

施策（２）食育の推進

○生涯にわたる心身の健康の基本となる適切な食習慣の定着を図るため、地域住民の協力を得ながら、食育を推進します。

①乳幼児期における食育の推進	担当部署	健康福祉課（健康づくり・母子保健） 教育委員会（保育）

【事業内容及び方向性】
◆母子保健事業の中で、授乳に関する指導、相談対応や乳幼児健診時での栄養相談、離乳食教室などを進めるとともに、食生活改善推進員などの協力を得ながら、保育園での園児への食事指導やおやこの食育教室など、乳幼児期における食育を推進しています。また「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発で、朝食を毎日食べてくることの意識づけを行っています。
◆保育園において、離乳食は家庭と園が一緒になって進めていけるよう、月齢に応じて家庭で食べ始めた食材を園でも提供しています。牛乳、刻み食の移行等も家庭と確認して進めています。
◆年長児親子クッキングへの参加を促したり、園の畑やプランターで栽培した野菜を給食で提供し、自分たちが育てた野菜を食べることで、食への関心が持てるような取組を行っています。
【今後の方向】
◇「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発を継続し、朝食を毎日食べてくることの大切さの意識づけを行っていきます。
◇乳幼児健診の際の管理栄養士による栄養相談や離乳食教室を実施し、望ましい食生活の情報提供に努めていきます。
◇年長児親子クッキングへの参加の呼びかけや菜園活動を通して、幼少期から食育に関心が持てるよう取り組んでいきます。

②学齢期の食育の推進	担当部署	健康福祉課（健康づくり） 教育委員会 （学校教育・給食センター）

【事業内容及び方向性】
◆小中学校の生徒が朝食を手軽に調理して摂取できるよう、食生活改善推進員による簡単料理教室を実施し、食の生活習慣を見直すきっかけづくりとして食育を推進しています。
◆学校給食には、日高村の食材を取り入れ、献立表に示しています。
◆３校において、栄養教諭と連携して給食指導や授業を行っています。また、生活改善推進員が学校を訪問し、望ましい食生活についての啓発や食育講座を実施しています。
【今後の方向】
◇簡単にできる調理を実践し、子どもたちが自主的に朝食を摂取できるよう、食育の推進に努めていきます。
◇子どもたちが、朝食の摂取、野菜の摂取など、望ましい食習慣を身につけ、豊かな食生活を送ることができるよう、食生活改善推進員などの協力を得ながら、学齢期の食育を推進します。

基本目標４　安全で子育てにやさしい村

施策（１）子育てしやすい生活環境の整備

○子育て家庭に配慮したゆとりとうるおいのある住環境整備を促進するとともに、公営住宅の適正な管理、居住環境の向上に努めます。

○子どもや子ども連れの保護者などが安全に歩行できるよう、歩道の整備やガードレール、防犯灯などの設置を関係機関とともに進めます。

○公共施設における誰にとっても利用しやすい環境づくりを進めるとともに、安心して利用できるよう配慮した施設整備を進めます。

①ゆとりとうるおいのある住環境の整備	担当部署	産業環境課、建設課 教育委員会（学校教育）

【事業内容及び方向性】

◆子どもから大人まで、地域住民が一斉清掃や花いっぱい運動等の環境保全活動を進め、ゆとりとうるおいのある住環境づくりに努めています。

◆公営住宅等長寿命化計画を策定し、公営住宅の適正な維持管理に努めています。

【今後の方向】

◇美しい自然のもと、楽しく子育てができるよう、地域の環境保全活動を推進します。

◇公営住宅は、子育て世代が安心して住生活を営むために重要であり、適正な維持管理に努めるとともに、設備の更新など、居住環境の向上に努めます。

②公園・緑地の適正な維持管理	担当部署	産業環境課 教育委員会（地域教育）

【事業内容及び方向性】

◆子どもたちが屋外でからだを動かして遊ぶ遊び場として、農村公園などの公園・緑地があり、各自治会や老人クラブと連携し、清掃など維持管理活動や、設置遊具の点検・修繕等を実施しています。

◆日高村総合運動公園は、スポーツイベントの開催や住民の健康促進、地域交流の場として機能しています。ただし、一部の施設が老朽化し、改修が必要な状況にあり、今後、公園遊具等の改善や、近年の物価高騰による管理コストの増加に伴う利用料の見直しが課題となっています。

◆公園内の遊具の老朽化や、自治会等で実施する公園の清掃活動参加者の高齢化、参加率の低下が課題となっています。

【今後の方向】

◇公園・緑地を楽しく快適に利用できるよう、地域住民の協力のもと、適切な環境維持に努めます。また、遊具の安全点検を定期的に行い、その結果を踏まえ緊急性の高い遊具から撤去、修繕、更新を実施します。

◇子ども向けの遊具やレクリエーション施設の充実を図り、家族連れが気軽に訪れる場所にします。さらに、高齢者や障がい者にも配慮したバリアフリー化を進め、トイレや駐車場、車椅子でのアクセス改善を推進します。

◇地域住民やボランティアの協力を得て、施設管理やイベント運営の体制を整え、運営体制の効率化を推進します。オンライン予約システムや自動化管理のデジタル技術導入による運営コストの低減を図るとともに、地域の企業や団体、ＮＰＯと連携してイベントを開催し、地域活性化と施設の利用率向上を目指します。

③交通安全設備等の整備	担当部署	総務課、建設課 教育委員会（学校教育）

【事業内容及び方向性】
◆関係機関との連携のもと、道路反射鏡や防犯灯など、交通安全施設等の整備を進めています。
【今後の方向】
◇住民からの要望と現地での踏査を基に、必要な交通安全施設を整備して交通事故の防止を図り、安全で快適な生活環境の確保に努めます。

④ひとにやさしいまちづくりの推進	担当部署	総務課

【事業内容及び方向性】
◆段差のない新図書館を整備するなど、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく建築設計等を推進し、ベビーカーでの利用などの際の物理的障壁がないよう努めています。
【今後の方向】
◇「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」について、住民や事業主などへの普及・啓発を進めます。
◇村内の多機能トイレ、「こうち子育て応援の店」などに関する情報を、住民や訪問客にわかりやすく周知します。

施策（２）子どもを取り巻く安全の確保

○災害や犯罪、交通事故から子どもたちを守るため、関係機関と連携し、地域安全対策を進めます。

○学校・保育園において生活安全教育を推進するとともに、災害や事件、事故の発生時に迅速かつ適切に対応できる体制の充実に努めます。

①地域防災体制の充実	担当部署	総務課 教育委員会 （保育・学校教育）

【事業内容及び方向性】
◆保育園において、毎月の避難訓練、年１回の水害訓練や起震車体験、消防署と連携した年２回の総合避難訓練を実施しています。
◆小・中学校においては、年３回の避難訓練や、ＰＴＡ、地域行政合同の防災学習を実施しています。
【今後の方向】
◇引き続き、定期的な訓練の実施や、南海トラフ地震に関する研修参加など、大規模災害時に、住民の生命・身体・財産の被害を最小限に食い止め、的確な応急対策、復旧・復興対策が推進できるよう、学校、保育園をはじめ各団体・機関が連携していきます。

②安全教育と子どもを見守る活動の推進	担当部署	学校組合、総務課 教育委員会 （学校教育・保育・補導育成センター）

【事業内容及び方向性】
◆日高村少年補導育成センター補導専門職員による定期的な巡回、補導員による夜間パトロールを実施しています。
◆スクールガード・リーダーによる登下校時の定期的な巡回と、スクールガードによる各地域での見守りボランティア活動を実施しています。
◆日高村少年補導育成センターと連携し、子どもに関わる犯罪や不審者情報等を、保育園・学校等関係機関に速やかに伝達し、情報の共有化を図っています。
◆「学校安全対策チェックリスト」の確認と、年１回防災マニュアルの見直しを行っています。
◆保育園においては遊具の安全チェックや不審者訓練を実施するほか、不審者情報はすぐに保護者へ注意喚起をしています。
【今後の方向】
◇家庭や地域、関係機関と連携し、様々な事件・事故・災害に際し、安全な行動や生活ができる能力を育成する安全教育を推進します。

③交通安全対策の推進	担当部署	総務課 教育委員会 （保育・学校教育・補導育成センター）

【事業内容及び方向性】
◆毎年９月に「日高村通学路安全対策連絡協議会」を開催し、通学路における交通上・防犯上の危険箇所調査、関係機関による対策検討、改善を進めています。
◆各校で開催される交通安全教室へ、補導専門職員が参加しています。
◆保育園においては、警察署員による交通安全教室、絵本や紙芝居を使った交通安全の教育を行っています。
◆小・中学校においては、警察署員による交通安全教室、地域・保護者・教員による、登校時の交通安全街頭指導、通学路危険箇所の点検を実施しています。
【今後の方向】
◇子どもたちに対する安全教育の一環として、中学生やＰＴＡ、地域組織と協働で交通安全街頭指導を推進するとともに、警察や交通安全指導員などと連携し、保育園、小・中学校において交通安全教室を推進します。また、通園・通学路の危険箇所を調査・点検し、安全対策を進めます。

第５章　量の見込みと確保方策

１　教育・保育事業等の提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたって、教育・保育提供区域を設定します。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定める必要があります。

日高村における現状として、保育園において居住地等による区域の設定は行わず広域に受け入れを行っています。また、介護保険事業計画など他の計画においても原則として村内全域を１つの区域（圏域）として設定しています。

このため、教育・保育提供区域についても、村内全域を１つの区域として設定します。

2　教育・保育の量の見込みと確保方策

（1）施設型事業

①　教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず３歳から入園できますが、３歳になる学年（満３歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

認定こども園は、就学前の教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援サービスを総合的に提供するものです。

現状と課題

〇本村では、幼稚園や認定こども園を希望する１号認定に対応する特定教育・保育施設が地域にないため、村外の幼稚園等を利用していましたが、令和５年度以降の利用はありません。

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①実利用者数	2	1	1	0	0
幼稚園	0	0	0	0	0
認定こども園	2	1	1	0	0
②提供量	2	2	2	2	2
幼稚園	0	0	0	0	0
認定こども園	2	2	2	2	2
乖離（②－①）	0	1	1	2	2

※令和６年度は見込み数値

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保方策

単位：人

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
幼稚園	0	0	0	0	0
認定こども園	0	0	0	0	0
②確保の状況	0	0	0	0	0
幼稚園	0	0	0	0	0
認定こども園	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～令和11年度	○本村では、幼稚園や認定こども園を希望する１号認定に対応する特定教育・保育施設が地域にないことから、量の見込み及び確保方策は０人としています。

②　保育施設（認定こども園、認可保育所）

認定こども園は、就学前の教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援サービスを総合的に提供するものです。

認可保育所は、保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

現状と課題

○本村では現在、認可保育所３か所で保育事業を実施しています。

■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①実利用者数	154	159	158	170	156
２号認定	91	95	95	107	95
３号認定	63	64	63	63	61
０歳	12	12	19	17	12
１・２歳	51	48	44	46	49
②提供量	148	149	144	147	145
認定こども園	0	0	0	0	0
認可保育所	148	149	144	147	145
乖離（②－①）	-6	-10	-14	-23	-11

※令和６年度は見込み数値

■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の量の見込みと確保方策

単位：人

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	143	135	139	130	127
２号認定	90	87	85	77	74
３号認定	53	48	54	53	53
０歳	14	14	14	13	13
１歳	14	18	18	18	18
２歳	25	16	22	22	22
②確保の状況	145	145	145	145	145
認定こども園	0	0	0	0	0
認可保育所	145	145	145	145	145
乖離（②－①）	2	10	6	15	18

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～令和11年度	○村内には私立保育所が３か所あり、２号認定の量の見込みは、令和７年度の90人から減少していくと見込まれることから、提供体制は確保できています。 ○３号認定の量の見込みについては、過去５年間の利用実績と推計人口から40人台で推移すると見込んでおり、提供体制は十分に確保できています。

３　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

（１）相談支援事業

①　利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設や地域子ども子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

国が定める事業分類は、基本型・特定型、こども家庭センター型（令和５年度まで母子保健型）、妊婦等包括相談支援事業型があります。

現状と課題

○本村では、こども家庭センター型で運営しています。

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

単位：か所

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	0
こども家庭センター型	0	0	0	0	1

■ 利用者支援事業の量の見込みと確保方策

単位：か所

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
基本型・特定型	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型	1	1	1	1	1
その他	0	0	0	0	0
計	2	2	2	2	2

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～令和11年度	○令和７年度より、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」を設置し、一体的な支援体制の構築に務めます。

② 地域子育て支援拠点事業

主に３歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育所（園）などの地域の身近な場所で、育児不安等についての相談・指導、子育てサークルなどへの支援、子育てに関する情報提供、育児講習などの事業を行い、地域の子育て家庭に対し支援を行う事業です。

現状と課題

○子どもの健やかな育ちを支援する事業へのニーズは大きく、毎年多くの方に利用いただいています。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用回数	1,121	920	1,181	994	900

※令和６年度は見込み数値

■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

単位：人回

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用回数	855	799	883	869	855
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	1	1	1	1	1
その他（ひろば等）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～令和11年度	○子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する地域子育て支援拠点事業の利用へのニーズは大きく、多くの方が利用しています。この利用ニーズへ対応するべく、提供できる体制の確保を図っていきます。

（２）訪問系事業

①　乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○生後４か月までの乳児のいる全家庭を訪問しています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
訪問児童数	22	21	22	15	18

※令和６年度は見込み数値

■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

単位：人

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
訪問児童数	19	19	19	18	18

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～令和11年度	○助産師・保健師による訪問や子育てのために定期的な支援が必要な家庭については、適切な時期に訪問などを行い、適切な支援につなげていきます。

② 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭を保健師等が訪問して、養育に関する相談、指導、助言を行う事業です。

現状と課題

○現在、本村では実施していません。

■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
訪問件数	0	0	0	0	0

■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

単位：人

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
訪問件数	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～令和11年度	○現在、本村では実施をしていませんが、今後国の動向等に応じて、実施の必要性について検討します。

（３）通所系事業

①　子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の病気や仕事などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行う事業です。

現状と課題

○第２期計画期間中の利用はありませんでした。

■ 子育て短期支援事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施か所数（か所）	4	4	4	4	4
総利用者数	0	0	0	0	0

※令和６年度は見込み数値

■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策

単位：人日

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数（か所）	4	4	4	4	4
①量の見込み	37	35	36	34	33
②確保の状況	37	35	36	34	33
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～令和11年度	○今後、突発的に利用ニーズが生じる可能性があることを想定し、保護の必要な児童・家庭が生じた場合には、円滑に利用できるよう努めます。

②　一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

○現在、一時預かり事業は実施していません。

■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①総利用者数	0	0	0	0	0
幼稚園型	0	0	0	0	0
上記以外	0	0	0	0	0
②提供量	0	0	0	0	0
幼稚園型	0	0	0	0	0
上記以外	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

■ 一時預かり事業の量の見込みと確保方策

単位：人日

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
幼稚園型	0	0	0	0	0
上記以外	0	0	0	0	0
②確保の状況	0	0	0	0	0
幼稚園型	0	0	0	0	0
上記以外	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～令和11年度	○本村では、子ども・子育て支援事業の一時預かり事業ではなく、ＮＰＯ法人日高わのわ会が運営するチャイルドルーム等の利用を想定しています。

③　時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間などにより、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行う事業です。

現状と課題

○現在２か所の保育所で時間外保育を受け入れていますが、児童数の減少に伴い、利用実人数も減少傾向にあります。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①利用実人数	59	56	58	54	53
②提供量	68	69	67	67	67
乖離（②－①）	9	13	9	13	14

※令和６年度は見込み数値

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保方策

単位：人

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
施設数（か所）	2	2	2	2	2
①量の見込み	45	43	44	42	40
②確保の状況	45	43	44	42	40
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～令和11年度	○本村の保育所では開所前、開所後と時間外保育体制をとっており、毎年50人弱の利用があるため、今後も時間外保育を提供できる体制を整えます。

④　病児・病後児保育事業

子どもが発熱などの急な病気になった場合に、病院・保育所（園）などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う事業です。

現状と課題

○現在、村内にある日高クリニックでの病後児保育は休止しています。

■ 病児・病後児保育事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①延べ利用日数	0	0	0	0	0
②提供量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

■ 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保方策

単位：人日

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
病児・病後児保育事業	0	0	0	0	0
延べ利用日数	0	0	0	0	0
施設数（か所）	0	0	0	0	0
ファミサポ（病児・緊急対応）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～令和11年度	○今後、実情を踏まえ他機関等での実施を検討します。

（４）その他事業

①　妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

○令和２年度から令和５年度までの受診延べ回数平均は217人回、１人あたりの平均受診回数は20.0回でした。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人回/人

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
受診延べ回数	219	272	223	154	252
妊婦数	26	18	22	14	18

※令和６年度は見込み数値

■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保方策

単位：人回/人

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
受診延べ回数	266	266	266	252	252
妊婦数	19	19	19	18	18

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～令和11年度	○今後も母子健康手帳を交付したすべての妊婦に対し、適切な時期に必要な検査を受けられるよう、健診の受診を奨励します。

②　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、依頼会員（援助をお願いしたい人）と、提供会員（育児の援助を行いたい人）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

現状と課題

○現在、本村では実施していません。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用状況の推移

単位：人日

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①延利用日数	0	0	0	0	0
②提供量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みと確保方策

単位：人日

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①延利用日数	0	0	0	0	0
②確保の状況	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～令和11年度	○現在、本村では実施をしていませんが、今後国の動向等に応じて実施の必要性について検討します。

③　実費徴収に伴う補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～令和11年度	○現在、本村では実施をしていませんが、今後国の動向等に応じて実施の必要性について検討します。

④　多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するため、新規参入施設等の事業者への支援を行う事業です。

事業の性質上、数量による量の見込みや確保方策は定めません。

⑤　子育て世帯訪問支援事業（新規）

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～令和11年度	○現在、本村では実施を予定していませんが、今後国の動向等に応じて実施の必要性について検討します。

⑥　児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～令和11年度	○現在、本村では実施を予定していませんが、今後国の動向等に応じて実施の必要性について検討します。

⑦　親子関係形成支援事業（新規）

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～令和11年度	○現在、本村では実施を予定していませんが、今後国の動向等に応じて実施の必要性について検討します。

⑧　妊婦等包括相談支援事業（新規）

妊婦等に対して、面談やその他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

■ 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策

単位：回

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
延べ回数	57	57	57	54	54
こども家庭センター	57	57	57	54	54
その他（業務委託等）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～令和11年度	○妊娠届出時の面談・産前訪問時（妊娠７～８か月頃アンケート実施）、産後訪問時の３回、保健師が面談を行い、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない相談支援の充実を図ります。

⑨　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度・新規）

保育所等の施設において、満３歳未満の保育所等に入所していない乳幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和８年度から本格実施される予定となっています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～令和11年度	○現在、本村では実施を予定していませんが、今後国の動向等に応じて実施の必要性について検討します。

⑩　産後ケア事業（新規）

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。実施方法は、宿泊により休養の機会を提供する「宿泊型」、施設において日中、来所した利用者に実施する「デイサービス型」、助産師が利用者の自宅に赴き実施する「アウトリーチ型」があります。

■ 産後ケア事業の量の見込みと確保方策

単位：人日

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①延べ人数	23	23	23	22	22
②確保の状況	33	33	33	33	33
乖離（②－①）	10	10	10	11	11

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～令和11年度	○母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。

4　教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援を実施していく必要があります。

本村には、幼稚園が開設されておらず、保育園が幼児教育の機能を担っています。地域に根ざした保育園としてこれまで培われてきた知識・技能などを生かし、質の高い教育・保育の提供に引き続き努めていきます。

これとともに、各保育園間の情報共有や交流活動などの実施、保育園から小学校への滑らかな引き継ぎをするためのカリキュラムの検討、合同研修の実施など、より多面的な連携に努めていきます。

５　総合的な子どもの放課後対策の推進

（１）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現状と課題

○現在２か所で実施しており、低学年は60人前後、高学年は20人前後の利用があります。

■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用状況の推移（低学年）

単位：人

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施か所数（か所）	2	2	2	2	2
①総登録者数	60	49	63	57	70
１年生	19	25	24	20	27
２年生	19	15	21	24	20
３年生	22	9	18	13	23
②提供量	60	49	63	57	70
１年生	19	25	24	20	27
２年生	19	15	21	24	20
３年生	22	9	18	13	23
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

※令和６年度は見込み数値

■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策（低学年）

単位：人

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数（か所）	2	2	2	2	2
①量の見込み	73	76	67	64	63
１年生	31	26	18	27	24
２年生	26	29	25	17	26
３年生	16	21	24	20	13
②確保の状況	73	76	67	64	63
１年生	31	26	18	27	24
２年生	26	29	25	17	26
３年生	16	21	24	20	13
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用状況の推移（高学年）

単位：人

実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施か所数（か所）	2	2	2	2	2
①総登録者数	12	23	22	18	22
４年生	6	15	9	6	11
５年生	4	6	9	6	5
６年生	2	2	4	6	6
②提供量	12	23	22	18	22
４年生	6	15	9	6	11
５年生	4	6	9	6	5
６年生	2	2	4	6	6
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

※令和６年度は見込み数値

■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策（高学年）

単位：人

推計値	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数（か所）	2	2	2	2	2
①量の見込み	27	23	28	27	29
４年生	15	10	14	15	13
５年生	5	6	4	6	7
６年生	7	7	10	6	9
②確保の状況	27	23	28	27	29
４年生	15	10	14	15	13
５年生	5	6	4	6	7
６年生	7	7	10	6	9
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和７～令和11年度	○引き続き、各年度のニーズ量に応じて提供できる体制の確保を図ります。

第６章　計画の推進に向けて

１　計画の推進体制

（１）推進体制の確立

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・住宅・環境などの様々な施策分野にわたります。このため、子ども施策に関わる関係機関の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。さらに、毎年度において計画の進行管理を行い、進捗状況を把握、評価、検証し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていく仕組みが必要です。

日高村では、子ども・子育て支援法に基づき、住民、教育・保育など関係機関・団体の代表、学識経験者等で組織される「日高村子ども・子育て会議（日高村子ども・子育て支援事業計画支援審議会）」を設置しており、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に向けて、幅広い立場から意見を伺い、計画の実効性をより一層高めていきます。

（２）住民や関係機関・団体との連携

本計画で示した施策を展開するためには、行政のみならず、家庭をはじめ、子ども・子育て支援に関して主体的な取り組みを行う住民団体・グループ、地域、学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、専門職、ボランティア、企業・事業者など多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。このため、これらの個人、団体などと相互に連携を図り、計画の着実な推進に向けて取り組みます。

（３）国・県との連携

本計画に関わる施策を推進するためには、その施策の性格上、国や県との連携が不可欠です。国における今後の制度改革の動きも踏まえつつ、誰もが安心して子どもを生み育てられることができ、子どもがいきいきと健やかに育つ環境づくりを推進していく必要があります。住民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健・医療・福祉をはじめ、様々な制度の改革と充実に努めるよう、国や県に対して積極的に提言や要請を行っていきます。

2　計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く村民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

広報紙などの多様な媒体を活用し、計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く住民への周知に努めることなどを通じ、幅広い意見を聴取しながら施策の一層の推進に努めます。

3　計画の評価と進行管理

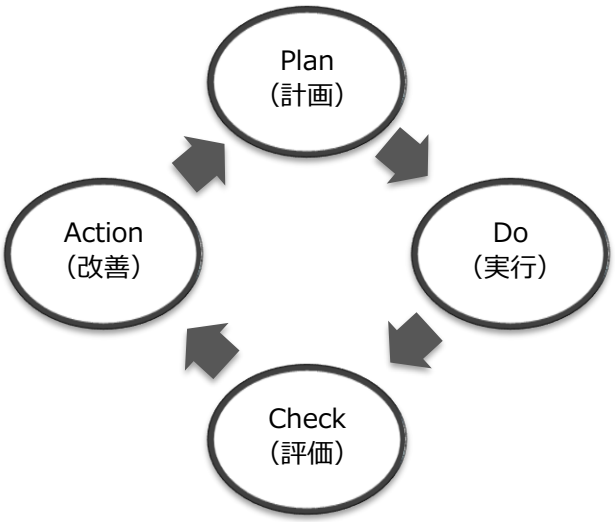

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいくために、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル『ＰＤＣＡサイクル』に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、本計画の進行管理については、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。

資　料　編

1　日高村子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

（設置等）

第 1 条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。第 3 条において「法」という。）第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に関し必要な事項を検討するため、日高村子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下、「策定委員会」）を設置する。

（協議事項）

第 2 条　策定委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

(1)　日高村子ども・子育て支援事業計画の策定及び見直しに関する事項

(2)　その他、日高村長（以下、「村長」）という。）が必要と認める事項

（組織）

第 3 条　策定委員会は、委員 15 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

(1)　子ども（法 6 条第 1 項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第 2 項に規定する保護者をいう。）

(2)　子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関し学識経験を有するもの

(3)　関係団体代表者

(4)　その他村長が適当であると認める者

（任期）

第 4 条　委員の任期は、委嘱の日から日高村子ども・子育て支援事業計画等の策定をもって終了するものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条　策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3　委員長は会務を総理し、策定委員会を代表する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた場合は、その職務を代理する。

（策定委員会）

第６条　策定委員会は委員長が招集する。ただし、最初の策定委員会は、教育長が招集する。

２　　委員長は、策定委員会の議長として議事を整理する。

３　　策定委員会は、委員の過半数の出席により成立する。ただし、議長へ委任状を提出した者は出席者とみなす。

４　　策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席等）

第７条　委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を認め、資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　庶務は、教育委員会において処理する。

（補則）

第９条　この要綱に定めるものの他、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮り定める。

附則

この要綱は、令和元年８月 19 日から施行する。

令和６年４月１日一部改正

2　第３期日高村子ども・子育て支援事業計画策定委員名簿

	区　分	氏　名	所　属
1	子どもの保護者	森下　翔平	日下保育園保護者代表
2		三好　美佳	日下保育園能津分園保護者代表
3		尾﨑　唯	加茂保育園保護者代表
4		大藤　雄基	日下小学校PTA会長
5		西森　小百合	能津小学校PTA会長
6		矢野　隆補	日高中学校PTA会長
7		寺尾　佳奈	家庭保育中保護者代表
8		中山　一輝	くさか児童クラブ運営委員長
9		石川　佐季	加茂地区保護者代表
10	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	正岡　美和	日下保育園長
11		今井　理恵	加茂保育園長
12		濱口　恭男	日高村校長会会長（日高中）
13		森下　由香	民生委員・主任児童委員
14	村長が適当であると認める者	山﨑　明	総務課長
15		藤岡　明仁	健康福祉課長

	事務局		
1	日高村教育委員会	中嶋　晶久	教育長
2		森下　美和	教育次長兼教育支援室長
3		谷口　美恵	次長補佐
4		山内　浩江	主監
5		戸梶　亜紀	係長保健師
6		寺尾　隆太	係長（児童クラブ担当）
7		吉川　亜優	主事（保育担当）
8		坂本　佐織	主幹
9	日高村健康福祉課	川村　未央	主監保健師(母子保健担当)

3　策定経過

年月日	事項
令和６年２月19日～ 令和６年３月１日	「日高村子ども･子育て支援に関するニーズ調査」実施
令和６年７月30日	第１回 第３期日高村子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ＜議事内容＞ （１）計画策定の背景と今後のスケジュール （２）アンケート調査について
令和６年９月26日	第２回 第３期日高村子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ＜議事内容＞ （１）計画素案について
令和６年12月23日	第３回 第３期日高村子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ＜議事内容＞ （１）計画素案について （２）第３期日高村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」報告書について
令和７年１月22日～ 令和７年２月４日	パブリックコメント実施
令和７年２月18日	第４回 第３期日高村子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ＜議事内容＞ （１）第３期日高村子ども・子育て支援事業計画素案について

日高村第３期子ども・子育て支援事業計画
令和７年３月
【策定・発行】
日高村

〒781－2194
高知県高岡郡日高村本郷 61-1
ＴＥＬ：0889-24-5115
ＦＡＸ：0889-20-1572